

令和七年山形県議会六月定例会予算特別委員会会議録

令和七年六月二十日（金曜日）午前十時零分 開会

出席委員（四十一名）

石川	渉	委員
佐藤	寿	委員
齋藤	俊一郎	委員
橋本	彩子	委員
松井	愛	委員
石川	正志	委員
阿部	恭平	委員
鈴木	学	委員
伊藤	香	委員
石塚	慶	委員
関	徹	委員
江口	暢子	委員
阿部	ひとみ	委員
梅津	庸成	委員
高橋	弓嗣	委員
佐藤	文一	委員
相田	日出夫	委員
佐藤	正胤	委員
遠藤	寛明	委員
相田	光照	委員
遠藤	和典	委員
菊池	文昭	委員
今野	美奈子	委員
高橋	淳	委員
青木	彰	委員
梶原	宗明	委員
五十嵐	智洋	委員
能登	淳一	委員
柴田	正人	委員
洪間	佳寿美	委員
矢吹	栄修	委員
小松	伸也	委員
吉村	和武	委員
高橋	啓介	委員
木村	忠三	委員
加賀	正和	委員
森谷	仙一郎	委員
奥山	誠治	委員
伊藤	重成	委員
船山	現人	委員
森田	廣	委員

説明のため出席した者

知事 吉村 美栄子 君

副知事 高橋 徹 君

企業管理者	松 澤 勝 志 君
病院事業管理者	阿 彦 忠 之 君
総務部長	小 中 章 雄 君
みらい企画創造部長	會 田 淳 士 君
防災くらし安心部長	庄 司 雅 人 君
環境エネルギー部長	沖 本 佳 祐 君
しあわせ子育て応援部長	齋 藤 恵美子 君
健康福祉部長	酒 井 雅 彦 君
産業労働部長	奥 山 敦 君
観光文化スポーツ部長	黒 田 あゆ美 君
農林水産部長	高 橋 和 博 君
県土整備部長	永 尾 慎一郎 君
会計管理者	柴 崎 渉 君
財政課長	安孫子 幸 一 君
教育長	須 貝 英 彦 君
警察本部長	水 庭 誠一郎 君
代表監査委員	柴 田 優 君
人事委員会事務局長	工 藤 明 子 君
労働委員会事務局長	鈴 木 和 枝 君

午前 十時 零分 開 会

○能登委員長 ただいまより予算特別委員会を開会いたします。

会議録署名委員は

佐 藤	寿 委 員
阿 部 恭	平 委 員

のお二人をお願いいたします。

本委員会では、県予算の総合的な審査並びに県財政及び県政課題についての調査審議を行います。

直ちに質疑質問に入ります。

発言の順序は私から指名いたします。

この場合、申し上げます。鈴木学委員より資料配付の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

鈴木学委員。

○鈴木委員 おはようございます。自由民主党の鈴木学でございます。まずもって、質問の機会をいただきました自由民主党会派の先輩諸兄、同僚議員に感謝を申し上げます。

さて、六月は、県民の多くの皆様が毎朝サクランボを収穫して一日が始まるという方も多いと思います。私にとってもこの六月議会というのは、体力的に過酷な定例会になっております。しかし、今年はいささか状況が違っておりまして、昨年は高温障害が発生し、毎朝四時から私も収穫に追われていました。今週も高温が続いており、早めの収穫を心がけていることに変わりはありませんけれども、着果も収穫量も非常に少ないため、残念ながら間もなく収穫の終わりが見えてまいりました。

県の発表の最新の作柄調査によりますと、昨年同様の不作が危惧されております。うちの農園の周りでも、着果があまりに少なく、雨よけのビニールを張らない農家さんもたくさんいらっしゃいます。また、収穫期の見込みもほとんど前倒しになっておりまして、明日以降も三十度を超える日が多く予想されており、予断を許しません。

本年は「やまがたフルーツ百五十周年」として様々なキャンペーンを行っていただいておりますし、消費者の方々にも一粒でも多く山形のおいしいサクランボを味わっていただきたいと思います。県におかれましては、引き続き高温障害の注意喚起等、生産者へのサポートをお願いしたいと思います。

そして最後に、やまがたフルーツ百五十周年ということで記念すべき年でありますけれども、本日六月二十日は記念すべき松井愛議員の誕生日でございます。百五十周年とは言いませんけれども、どうか末永く御活躍いただきますよう御祈念申し上げまして質問に入らせていただきます。

では初めに、いわゆる「百三万円の壁」についてお伺いをしたいと思います。

令和七年度の税制改正では所得税の見直しが行われました。このたびの改正では、基礎控除と給与所得控除の見直

しにより、百三万円の壁が百六十万円まで引き上げられました。

引上げに至った経緯といたしましては、物価上昇に賃金上昇が追いつかない状況が続いていること、そして、深刻な人手不足の中、百三万円の壁を意識した働き控えが生じていることなどがありました。

様々な意見が出され、最低賃金の伸びを勘案し、百七十八万円まで引き上げ、所得制限をつけずに高所得者も含めた全ての人を対象に引上げをすべきとの主張もありました。確かに、壁の上限を引き上げるとは、減税により手取りは増え、働き控えが少なくなり、労働力の確保も進んでいくことになると思います。ただし、引上げ幅が大きいほど、国・地方の財源への影響も大きくなります。

また、最低賃金は確かに上昇しておりますけれども、平均賃金は一九九五年から二〇二三年にかけては横ばい、むしろ若干低下しておりますので、このような状況下で非課税枠を拡大することになりますと、税収は減り、財政赤字が拡大することとなります。もし所得制限なしで百七十八万円まで引き上げることとなれば、高所得者ほど減税額が多くなり、税制の所得再分配機能を損ない、格差の拡大を招くという問題点もございます。

また、所得税と住民税の減税額を合わせますと、政府による機械的な試算ではありますけれども、約七兆円から八兆円の財源が必要となります。我が県においても県税歳入の約一割に当たる百二十億円の減収になるほか、県内市町村と合わせると約三百億円の減収となり、地方税財源への影響は非常に大きなものとなります。

こうした課題を踏まえ、令和七年度の税制改正は行われました。

まず、所得税においては、百三万円を超えないようにと働く時間を気にかけていた層の壁を百六十万円まで引き上げました。また、物価の上昇に対応し、所得が一定の額を超える高所得者層を除き、納税者の約八割が対象となる減税措置が設けられました。そして、住民税については、「地域社会の会費」的な性格であることを踏まえ、非課税限度額の引上げを百十万円までに抑えるなど、地方の意見を反映し、地方税財源への影響にも十分に配慮された内容となりました。

これにより、働き控えの解消と物価上昇にしっかりと対応し、国・地方財政への影響も十分に考慮された制度が構築されたところであります。

今後も議論が続くことになるかと思いますが、最近の税制の見直しに目を向けると、税財源の確保や地方税減収分をどのように補うのかなどの議論が不十分な中、減税効果が強調され、先行してアピールされていることには非常に大きな懸念をしておりますので、吉村知事にはぜひ地方の意見をしっかりと発信していただきたいと思います。税制の見直しに当たっては責任ある議論が必要であると考えますが、知事の御所感をお伺いいたします。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 いわゆる「百三万円の壁」についての御質問であります。

令和七年三月三十一日に所得税法等の改正案が成立し、いわゆる所得税の百三万円の壁については百六十万円まで引き上げられました。それと同時に、地方の自主財源である個人住民税の改正が行われましたが、所得税よりも低い百十万円までの引上げという結果になりました。地方税財源への影響を懸念する声や、個人住民税が地域社会の負担を住民で広く分かち合う「地域社会の会費」的な性格の税であることに配慮いただいた結果であると受け止めているところです。

ちなみに、この場合の県税歳入への影響は二・八億円の減収、県内市町村と合わせると六・九億円の減収となります。それにしましても、億単位の減収は痛いところであります。

さて、少子高齢化を伴う人口減少が進む中におきましては、女性も男性もその能力を十分に発揮し続けられる社会を実現していくことが不可欠であります。年収の壁は就業を抑制し、女性の活躍の機会を奪ってしまうことにもつながりますので、できる限り解消していくことが望ましいと考えております。

しかしながら一方で、県民サービスを提供する責任のある行政機関の長の立場としましては、税収減によって行政サービスの提供に支障を来すことも大きな問題であると考えております。

若い世代が本県で暮らし続けたい、子供を産み育てたいと思えるような、未来に明るい展望を描くことのできる地域をつくっていくことが重要と考えておりますので、税制の見直しに当たっては、まず、働きたい女性の意欲を阻害しない、女性も生き生きと働くことのできる社会の実現を後押ししていく制度とすべきだと考えております。

また、地域課題に的確に対応し、必要な行政サービスを提供し続けることができるよう、地方の自主性と自立性を確保できる制度とすべきだとも考えております。

昨年九月、全国知事会では「地方税財源の確保・充実等に関する提言」を行い、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを担っていくためには、地方税財政の安定が必要であると要請をしたところでありますが、今後も全国的首長と連携しながら働きかけを継続してまいります。

様々な議論を進めるに当たりましては、地方自治体における行政サービスの提供に支障が生じないよう配慮する必要があり、代替財源の確保を前提とした議論を深めていただきたいというふうに考えているところであります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

様々なメリットもあるということで、今、知事からも御紹介をいただきましたが、しかし、一番大事なものは財源だと思っておりますし、我々にとっても地方財源の確保が一番重要だと思っております。

また、現在議論されております暫定税率に関しても、過去に廃止を公約に掲げ、そして政権交代した後、財源不足により実施できなかったという経緯もございますし、やはり実施前の財源の議論というのは非常に重要だと思っております。

ちなみに、今廃止した場合、国と地方を合わせて一兆五千億円の財源が必要となりますが、我が県においては約五十二億円の減収となります。また、各国ではカーボンニュートラル社会を目指し、化石燃料使用に課税されている先進国が多い中、日本において、今回の減税の議論の中で、燃料課税と環境負荷の関係性について議論が全く深まっていないことは非常に残念に思っております。

また、消費税につきましても、各党から減税案が示されておりますけれども、約五兆円から十五兆円の財源が必要との試算が各党から示されております。

報道各社の調査を見ますと、国民世論は、もちろん減税を支持する声が多いのも事実でございます。しかし、一部複数の新聞社が財源や社会保障費の確保を併せて質問したケースでは、賛否が半々、もしくは減税反対が上回るケースもあります。国債発行をしても減税をすべきだと答えたのは少数でありました。

私は、国民の皆様も減税を望みつつも、減税や給付をする際にはしっかりと財源を確保し、将来に負担を残さないような税制を求めていると思っております。イギリスで七兆六千億円の大型減税を実施した際、「トラス・ショック」が起きたように、財政に対する信認が失われれば、金利の上昇や通貨の下落などが起こる可能性もあります。

山形県としては、地方に影響が起らないよう、改めまして、知事には国に対し、ぜひとも強いメッセージを送っていただきたいと思えます。

続きまして、住宅確保要配慮者への支援について伺います。

昨年の九月定例会一般質問におきまして、県営住宅の有効活用について質問をさせていただきました。当時の小林県土整備部長からは、県営住宅の老朽化や、建設年度の古い住宅が現代ニーズに合わないことから入居率が年々減少していることを踏まえ、今後は老朽化の状況や立地条件、住宅セーフティネット制度に基づく民間アパートの活用の可能性などを踏まえて将来需要等について検証し、本年度改定の山形県県営住宅長寿寿命化計画に反映し、長期的な公営住宅の在り方について検討をする旨の答弁をいただきました。

答弁にもございましたように、建設年度の古い県営住宅では、現代ニーズに合わない小さな和室や、台所や洗面所に備付けの給湯設備がない住宅があります。また、エレベーターのない住宅では、高齢者や障がい者の方々は階段の上り下りに非常に苦労すると伺っております。

このような状況の中、今後も高齢化が進み、我が県では二〇五〇年までに単身の高齢者が三割増加するという予測もあり、今後の住宅確保要配慮者への支援として、住宅セーフティネット制度に基づき民間アパートの活用を進めることは必要不可欠だと考えております。

一方で、人口減少に伴い民間賃貸住宅の空き室は増加しているものの、要配慮者に対する大家の入居拒否感は大きく、国交省が調べましたところ、高齢者や障がい者に対して七割、低所得者に対しては五割の拒否感があるというデータが示されております。その主な理由は、孤独死による死亡後の残置物の処理や、家賃滞納などのリスクによるものでございます。

国は、これらの不動産業者等のリスクを少なくするため、昨年、住宅セーフティネット法を改正いたしました。改正住宅セーフティネット法には、大家と居住者の双方が安心して入居できる賃貸契約の整備や、居住支援法人等による見守りや福祉サービスへのつなぎ、死亡時の対応、市町村による居住支援協議会設置の努力義務化など、入居から退去まで、住宅と福祉が連携した包括的な居住支援体制を整備推進することなどが盛り込まれました。

我が県でも、平成二十七年に山形県居住支援協議会が設置されておりますが、コロナ禍以降は書面開催での情報提供のみとなっており、残念ながら活動は少ないと言わざるを得ません。隣県の福島県では、県居住支援協議会のホームページの開設や相談窓口の設置などを行っているほか、居住支援に関する講演やセミナーを開くなど活動は非常に活発であります。また、神奈川県においては、市町村を取りまとめる立場として、県居住支援協議会において、市町村による居住支援協議会の設立支援や既存協議会の情報交換を行っております。

現状、山形県内では、山形市と鶴岡市が居住支援協議会を設置しておりますが、今回の法改正を踏まえ、本県においても市町村による居住支援協議会の設置が重要であるため、県がリーダーシップを持って、市町村による協議会の設置を促進する必要があると考えます。

さらに、県としても、要配慮者のための相談窓口の充実、各種支援制度を周知するための研修会の開催等、住宅確

保要配慮者のための支援施策を行っていただきたいと存じますが、県土整備部長のお考えをお尋ねいたします。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 住宅確保要配慮者への支援についてお答え申し上げます。

本県では、所得が低いことや高齢であること、外国人であることなどにより、民間賃貸住宅への入居が困難な世帯に対する居住支援として、こうした住宅の確保に配慮が必要な方々の入居を原則拒まない民間賃貸住宅、いわゆる「セーフティネット住宅」の普及促進に取り組んでおります。

具体的には、不動産や福祉関係の団体、市町村、県関係部局など多様な主体が参画し、居住支援に関する情報の共有と連携を図るための山形県居住支援協議会を設置しております。

加えて、住まいに関する相談・見守りなどを行う居住支援法人が主催するセミナー等に参加し情報提供を行うなど、セーフティネット住宅に関する制度の周知を進めてまいりました。

これにより、現在まで県内に約百四十戸の低所得者専用のセーフティネット住宅が登録されるとともに、五つの法人を居住支援法人として指定し、要配慮者支援に取り組んでいただいております。

しかしながら、近年の高齢者や外国人労働者等の増加により、潜在的な要配慮者の数は今後も増加が見込まれます。中でも単身高齢者は社会的に孤立しやすい状況にあり、住まいの確保に加え、見守りや日常生活への支援など、きめ細かな支援へのニーズが増加していくと予想されます。

こうした状況の変化に的確に対応するためには、地域ごとのニーズを把握し、実情に即した適切な支援を行う市町村の役割が重要であるため、本年十月一日には改正住宅セーフティネット法が施行され、市町村に対して居住支援協議会設置の努力義務が課されることとなります。

このため県は、市町村における居住支援協議会の設置を促進するため、他県で先進的な取組を行っている市町村協議会の事例紹介のほか、協議会設置に向けた支援制度や各種補助制度を周知するとともに、地域の実情に即した利用しやすい相談窓口の設置を働きかけてまいります。

さらに、セーフティネット住宅を増やすには、住宅を提供・管理する大家の理解が不可欠であることから、家賃滞納や孤独死による残置物処理に対する保険制度、行政による各種支援制度についての研修会を開催するなど、理解の促進を図ってまいります。

県といたしましては、今後も関係する多様な主体と連携し、誰もが安心して暮らせる住まいを確保できるよう取り組んでまいります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

これまでも居住支援法人のセミナーに参加する等、いろいろ情報提供もされてきたということではありますけれども、法人のほうに参加するということではなく、やはり県がリーダーシップを持って指導して、ぜひ今年度は協議会を開催していただきまして、各市町村への働きかけをお願いしたいというふうに思います。

昨年四月にできた一つの法人にも伺ったんですけども、一年間に三十件ほど相談があったと。その中で約七割が賃貸住宅に住めるように紹介して住めるようになったということで、一つの法人だけでもそれだけ多くのニーズがあるわけですから、これからますます高齢者が増えればニーズも増えると思いますし、ぜひ県のほうで対応していただきたいと思います。

お手元にお配りしております、国の居住支援活動への補助事業でありますけれども、今お話があったようなセミナーですとか勉強会、研修にも使えますし、市町村の居住支援立ち上げ支援にも使えることになっております。しかも補助率は十分の十ということで、場合によっては国のお金で、県の予算をあまりかけずに市町村の支援もできるということでございますので、ぜひとも積極的な支援をお願いしたいと思います。

続きまして、特定都市河川における治水対策について伺いたいと思います。

我が県では近年、大規模な豪雨災害が連続して発生しております。令和二年、令和四年、そして記憶に新しい庄内・最上地方を襲いました令和六年七月の大雨による災害でございます。

降水量もさることながら、近年の災害は短時間に局地的な降雨があり、最上川本川の氾濫だけでなく、支川の氾濫や内水氾濫が発生し、それらにどのように対応するかということが近年の防災対策の課題となっております。

そのような中、国は令和二年七月豪雨にて被害の大きかった中山町を流れる最上川水系石子沢川と支流の新堀川を令和六年三月に特定都市河川に指定いたしました。また、同じく令和二年七月豪雨で被害の大きかった村山市を流れます大旦川も、今年度中に指定を目指しているということでございます。

特定都市河川とは、令和三年に施行されました流域治水関連法に基づき、河川周辺の地形等の特殊性によって河道等の整備だけでは浸水被害の防止が困難な河川が対象となり、現在まで日本全国で三十三水系三百九十七河川が指定をされております。指定された場合、河川管理者や地方公共団体等が一体となって浸水被害対策を講じることが求め

られます。

具体的には、流域水害対策計画の策定、計画に基づく河川整備などのハード対策の加速化、雨水貯留浸透施設の整備による雨水流出抑制、貯留機能保全区域の指定など流域による貯留機能の保全、浸水被害が小さな場所への公共施設をはじめとした建物の再配置や立地適正化計画の修正などの対策が求められています。

本年三月に策定されました石子沢流域水害対策計画では、最上川中流・上流緊急治水対策プロジェクトによる河道掘削や気象予測に基づく排水ポンプの事前稼働による水位の低下、雨水貯留施設の整備や田んぼダム、農業用水路の活用などが盛り込まれております。ハード整備のみならず、これらの既存の施設や貯留機能を有効活用するこの計画は、まさに農業県である山形県に合った治水計画であると思います。

今後の課題は、これらの計画をどのように進めていくかであります。中山町からは、効果の大きい田んぼダムを着実に実施するためにも、県が指定することのできる貯留機能保全区域の早急な指定を求める声も上がっております。流域水害対策計画に基づき、県としてしっかりと対応すべきと考えます。また、豪雨災害が頻発する中、県内のほかの河川でも特定都市河川制度の有効性を生かした流域治水対策をすべきと考えますが、県土整備部長に御見解をお伺いいたします。

○能登委員長 永尾県土整備部長。

○永尾県土整備部長 特定都市河川における治水対策についてお答え申し上げます。

特定都市河川制度は、ハード・ソフト対策が一体となった流域治水の本格的実施に向けて、ハード整備の加速化に加え、国、県、市町村、企業等のあらゆる関係者の協働により、水害リスクを踏まえたまちづくり等を推進していくものです。

中山町、山辺町を流れる石子沢川では、令和二年七月、四年八月と度重なる大雨により内水氾濫が生じ、床上浸水する被害が発生いたしました。

流域全体で浸水被害の軽減を図る必要があることから、令和六年三月に東北で二例目、県内で初となる特定都市河川に石子沢川が指定されました。この指定を受け、令和七年三月には石子沢川流域水害対策計画が策定され、流域全体のあらゆる関係者の協働により、令和二年七月豪雨と同規模の降雨に対して家屋浸水がおおむね解消される計画となっております。

この計画の主な取組として、河川管理者による河道掘削や堆積土砂の撤去のほか、田んぼダムや農業用水路の有効活用、雨水貯留浸透施設の整備、貯留機能保全区域の検討、排水ポンプ車等の活用などが盛り込まれたところでございます。

委員御指摘の貯留機能保全区域は、この計画に位置づけられたハード整備後でも浸水が想定される区域が指定対象とされており、その土地に雨水等が一時的に貯留されることで区域周辺への浸水の拡大を抑制する効果が期待できます。

一方、貯留機能保全区域内で盛土等を行う際には届出が必要となるなど一定の制限がかかることから、土地所有者の方々の同意が必要となります。そのため、国、県、町などの関係機関により指定箇所の選定や効果の検証などを行う勉強会を今月から開始しており、土地所有者の方々への説明に向けた準備を進めているところでございます。

また、村山市を流れる大旦川についても、令和二年七月、六年九月など度々浸水被害が発生していることから、今年度中の特定都市河川の指定に向け準備作業を進めております。

特定都市河川の指定に当たっては、流域内での開発行為に一定の制限がかかることから地元の理解を得ることが重要となりますが、石子沢川を先行事例として、今後、同様の課題を抱え、かつ流域治水の効果が期待できる他の河川でも検討してまいります。

県としましては、特定都市河川制度の活用により、引き続きあらゆる関係者が連携して取り組む流域治水を着実に推進し、県土の防災・減災につなげてまいります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ぜひ地元の皆様の御同意を得て、しっかりと治水対策を速やかに実施していただくようお願い申し上げますが、先ほど石子沢川が県内初、東北二番目という指定の状況ありましたが、今回望まれている貯留機能保全区域というのは、まだ全国で一例しか区域指定されたことがありません。御答弁にもありましたように、石子沢川や大旦川が県内の河川での災害を防ぐためのモデルケースとなるような形で進めていただきたいと思います。

部長、どうもありがとうございました。

今回の流域水害対策の計画では、田んぼダムの実施や既存の農業用水路の有効活用が示されております。その効果は、最上川緊急治水対策プロジェクトによる河川整備の効果七万九千立方メートルや雨水貯留施設整備による十二万四千立方メートルの水位低下に対し、田んぼダムでは八万二千立方メートル、農業用水路の有効活用で十五万九千立

方メートルと、ハード整備による水位低下よりも大きく試算をされております。

また、過日行われました県田んぼダム推進情報連絡会にて、新潟大学の宮津准教授が鶴岡市や庄内町を流れる京田川流域での氾濫シミュレーションを解析した結果、田んぼダムを実施した場合、未実施に比べ最大約四割の浸水面積を抑制することができると示されました。

田んぼダムは、農業県である我が県において重要な取組である一方、農家の減少や高齢化により水田の減少や効果的な高さの畦畔維持などが困難になっており、普及推進と支援の充実が必要と考えますが、農林水産部長に田んぼダムの推進支援について県の考え方をお尋ねいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 田んぼダムの推進について御質問をいただきましたのでお答えいたします。

田んぼダムは、取り組む地域よりもその下流地域で湛水被害リスクの低減効果が発現されるため、上流域で取り組みます農業者の直接的なメリットが少なく、協力が得られにくいといった課題がありますので、田んぼダムを進めていくには、農業者から広く理解を得ることが不可欠となってまいります。

このため、県では令和四年度に「やまがた田んぼダム推進事業」を立ち上げ、実証圃場を活用した効果検証や、河川氾濫シミュレーションによる田んぼダムの効果の見える化や、あるいはPR動画の作成・配信や研修会を開催するなど、周知啓発に取り組んできたところであります。

さらに、令和七年三月に策定しました第五次農林水産業元気創造戦略では、現在の田んぼダムの取組面積約四千七百ヘクタールを令和十年度までに七千八百ヘクタールへ拡大する目標を掲げ取組を進めているところであります。

目標の達成に向けましては、田んぼダムに取り組むことで交付単価が加算されます多面的機能支払交付金や、田んぼダムに必要な畦畔の整備や排水ますの設置を支援する国庫補助制度を広く周知していくとともに、農業者や土地改良区、市町村などの関係者の理解促進を図りながら、田んぼダムの普及拡大を進めてまいりたいと考えているところでございます。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 今回の治水計画では、農業分野の協力が大きな役割を果たしております。先ほど申し上げましたように、ハード整備よりも大きい減水効果、水位低下の効果を試算されておりますので、ぜひとも県内で田んぼダムの普及推進というのを進めていただきたいと思います。

先ほど上流のほうがりメリットが少ないということがありましたけれども、やっぱり山形県の特性として、県内のほとんどの河川の水は最終的には最上川に合流して、最上川の下流のほうが非常に危険になるということがあります。置賜地域で災害があったときにも、中山町の最上川で警戒水位に達したのが翌日の朝でございました。やっぱりそういった時間差もありますので、大石田町のほうでも令和二年のとき、雨量が少なかったにもかかわらず氾濫してしまったということもありますので、この特定都市河川だけでなく、上流域も含めて田んぼダムへの協力というのを県内で推進していただきたい。

その中で、やっぱり農家さんのほうからは、多面的補助金だけではメリットが少な過ぎるという声もいただいております。場合によっては県の独自の補助事業、支援事業などを行って、最上川の治水対策をしっかりと進めていただきたいというふうに希望するところでございます。

部長、ありがとうございました。

続きまして、「あはき・柔整広告ガイドライン」について質問をさせていただきます。

本年二月に、利用者が適切な施術所等を選択することができるよう、必要な情報が正確に提供され、その選択の支援と利用者の安全向上に資するとともに、広告の適正化の推進を図ることを目的として、「あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針」、通称「あはき・柔整広告ガイドライン」が策定されました。

これまでも、あはき師法や柔整師法の規定によって広告の内容や方法は定められておりましたが、今回の策定されたガイドラインに関して、幾つかあるポイントのうち、利用者が施術所等を選択する上で国家資格保有者による「あはき・柔整」の業態であること等を利用者が正しく認知できるよう、施術者に「国家資格保有」の表記も併せて表示できることや、提供する施術業態に「治療院」や「治療所」をつけて広告可能である旨が改めて示されましたこと、次に、「あはき・柔整」に関する広告の指導については、都道府県や権限委譲を受けた市町村が行うことになっておりますが、違法性が疑われる広告等に対して、都道府県が指導等の措置を適切に実施できるよう、どのようなものが広告違反として問題になるかを明らかにするため、広告に係る基本的な考え方を示し、具体的な表示例や指導上の留意事項等を取りまとめたこと、さらに、無資格者による広告の適切な在り方について指針を定めたことなどは大きなポイントであると思います。

特に、無資格者による行為について、「マッサージ」など、本来資格を持っていなければ使用することができない

言葉を用いた広告は利用者に誤解を招くほか、費用の安さを過度に強調・誇張する広告は利用者を不当に誘引するおそれがあります。さらには、消費者庁には、整体やカイロプラクティック、リラクゼーションマッサージなどの法的な資格制度がない無資格者の医業類似行為の手技による施術で発生した事故も多く報告されており、神経や脊髄の損傷等、重大な事故の報告も上がっております。

このようなことが起こらぬよう事故を未然に防ぐためには、特に三つの対応が必要と考えます。まず一つ目として、広告ガイドラインのポイントとして先ほど挙げました施術所等を選択するために必要となる正確な情報を利用者に提供するため、不適切な広告等を是正する指導体制を構築することです。二つ目として、苦情相談窓口を明確化し、ウェブサイト等で地域住民に対して広く周知することです。そして三つ目として、消費者行政担当部局との適切な連携を図ることです。

県民の健康を守り、事故を防止するためにも、一体的に相談・指導が効果的に行われるよう、特にこうした三つの点につきまして、我が県でもガイドラインにのっとって適切に対応していただきたいと思います。健康福祉部長のお考えをお伺いいたします。

○能登委員長 酒井健康福祉部長。

○酒井健康福祉部長 「あはき・柔整広告ガイドライン」についてお答えをいたします。

県民の健康の維持・増進、生活の質向上のため、あんまマッサージ指圧、はり、きゅう、柔道整復の安全安心で良質な施術を受けられる環境を整備することは大変重要であると認識しております。

これら、いわゆる「あはき・柔整」については、法律で厚生労働大臣の免許を受けたあはき師・柔整師が行うこととされており、また、「あはき・柔整」の広告については、利用者保護の観点から広告可能な事項が施術者の氏名などに限定されているところです。

このため、県ではこれまで「あはき・柔整」の有資格者による施術の適切な利用を促す観点から、一つ目として、施術は有資格者から受けるよう県ホームページによる県民向けの周知、二つ目として、利用者が資格の有無を確認できるようにする施術所開設届出済証明書の交付などの取組を行ってまいりました。

さらに、「あはき・柔整」の不適切な広告につきましても、県内の各保健所が、あはき師法・柔整師法に加え、景品表示法などの広告関係の法令に基づき必要な調査を行うなど、適切な助言・指導を行ってきたところです。

委員御指摘の「あはき・柔整広告ガイドライン」につきましては、厚生労働省の専門委員会において、「あはき・柔整」の不適切な広告の是正を求める意見が出されたことや、消費者庁に無資格者の行為によって発生した事故の情報が寄せられていることなどを背景として、本年二月に厚生労働省が策定したものです。

このガイドラインは、従来、各自治体が行ってきた行政指導に一定の方針を示すものであり、その趣旨や考え方については既に各保健所と認識を共有しているところでありますが、正確な情報を基に利用者が施術所等を適切に選択できるよう、各保健所と改めて不適切な広告に対する助言・指導体制を確認するなど、県としてもガイドラインに基づき適切な対応を図ってまいります。

また、県民からの苦情や相談につきましても、現在、各保健所において適切に対応しているところでありますが、その上で、委員御指摘の苦情相談窓口の明確化につきましては、県のホームページなどを通して県民の皆様に広く周知してまいります。

なお、「あはき・柔整」に関する利用者からの相談が県の消費生活センターに寄せられることもあることから、担当部局と引き続き密接に連携を図りながら、広告の適正化と利用者保護の両面からの確に対応してまいります。

県としましては、「あはき・柔整広告ガイドライン」の趣旨や考え方を踏まえ、利用者が適切に施術所を選択し、安全安心で良質な施術を受けられるよう、引き続きしっかりと取り組んでまいります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ぜひガイドラインにのっとって適切な取締りですとか対応をお願いしたいというふうに思いますけれども、このガイドラインができてから、私も、県内の無資格の、いわゆるリラクゼーションマッサージと言われるようなところの広告を見ると、やっぱり店の前面に二千何百円とか値段を大きく表示してあったり、もしくは「マッサージ」という言葉をそのまま使っちゃってたり、さらには施術をする際の注意事項とかホームページに書いてあるんですが、「けがをした場合一切の責任を負いません」というような文言があったりして、広告ガイドラインに載っていることに反していることがたくさんあるなというふうに思いますし、やはり一番大事なのは利用者の安心安全であります。大きい事故も起きているということで先ほども申し上げましたけれども、県内ではそういったことがないように、県民の健康を守り、事故を防止するためにもしっかりと対応をしていただきたいというふうに思います。

部長、どうもありがとうございました。

続きまして、カスタマーハラスメント、いわゆる「カスハラ」についてお伺いをいたします。

山形県では、県民相談室を設け、県民の皆様からの御意見や御提言、苦情等を受け付けております。県民の皆様からの御意見は大変貴重なものであり、それらを県政に反映していくことが大事であります。

先日、とある小売会社にお邪魔した際、バックヤードに貼りが貼られておりまして、その貼りが「お客様からの苦情は最高のアドバイス」という言葉が書かれてありました。クレームや苦情を吸い上げて迅速に商品やサービスの改善に努めているというお話も伺いまして、非常に感銘を受けたことを覚えております。

一方で、昨今問題になっておりますカスハラについては、意見や苦言を通り越した暴言や威圧的な言動、業務に支障を来すような長電話や居座りなどがこれに該当する行為であります。

このほど総務省が公表した調査によりますと、自治体職員で過去三年間にカスハラを受けた経験があると答えた割合は三五％であり、民間の三倍にもなる多さでありました。また、自治体関係者向けの機関誌に掲載されておりました調査結果によりますと、公務員一万四千二百十三人から回答を得たうち、全体の約半数を占める約四六％の職員が、過去三年間でカスハラを「日常的に受けている」もしくは「時々受けている」と回答したという結果も掲載されてございました。

また、県職員の方々にお話をお伺いさせていただきました。そうしたところ、過去に実際に「ばかやろう」とか「死ぬ」とか強い言葉を浴びせられたことがあるという回答もいただきましたし、また、職員を拘束するような長時間の電話対応、相対での対応もあったと。さらには、苦情を言ってきた方が望んだ対応がなければSNSに掲載するぞといった脅しめいた言葉もあったということで伺っております。さらには、その対象は職員の皆さんだけでなく、県庁内で業務を委託されている民間会社の方々にも及んでいるということでした。

「公衆に奉仕する者」といった認識を公務員に対して持っているため、要求がエスカレートしやすいと考えますが、一方で、公務員側も行政サービスの対象となる住民が相手であるために我慢をすることが多く、行政に対するカスハラ対策が進まない一つの要因になっているのではないかと考えます。

県民の皆様のお意見を真摯に受け止め、よりよい県政にするためにも県民の皆様との対話は必要不可欠であります。職員に対するカスハラの現状、職員をカスハラから守りしっかりと職務に邁進していただくために、現在どのような取組を行っているか、今後の対応も含めまして総務部長にお伺いいたします。

○能登委員長 小中総務部長。

○小中総務部長 お答えいたします。

職員に対する行政サービス利用者等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントは、職員に大きな精神的負担を生じさせるとともに、業務の遅滞や行政サービスの提供に支障を招くおそれがあるものと認識しております。

カスタマーハラスメントの現状について、県民と関わることが多い部署から聞き取りを行いましたところ、一例目に、職員とのやり取りを無断で撮影・配信するといった精神的攻撃、二例目に、電話対応中に「ばかやろう」ですとか「おまえを訴えてやる」といったような罵声を浴びせる威圧的な言動、三例目に、数十回にわたり用件不明の電話をかける継続的で執拗な言動など、そういった事例が確認されたところでございます。

カスタマーハラスメントに対する具体的な取組として、県では、国家公務員と同様、「職場におけるパワーハラスメントの防止等に関する指針」において、職員が外部からのハラスメントや著しい迷惑行為を受けた場合には、事案の内容に応じて複数の職員による対応に切り替えるなど、組織として適正な措置を講じることを所属長の留意事項として明記し、対応に当たることとしております。

また、クレーム対応の流れや対応例について記載しました「広聴関係事務処理の手引き」を作成いたしまして職員に周知しているほか、職員育成センターにおいて「クレーム対応研修」を実施するなど、職員の資質や対応力の向上にも取り組んでいるところです。加えて、特に県民との関わりの多い部署では、録音機能やナンバーディスプレイ付きの電話機を順次導入しており、威圧的な言動などを一定程度抑止する効果を発揮しているものと考えております。

カスタマーハラスメント対策につきましては、先般、地方公共団体を含む全ての事業主に雇用管理上必要な措置を義務づける改正労働施策総合推進法が可決・成立し、令和八年中に施行される予定と認識しております。

県としましては、今後、職員へのアンケート調査を実施して現状把握を行うとともに、改正法の趣旨や政府が策定することとしている指針の内容、他自治体の対応状況等も踏まえながら、対応指針等の策定を進め、引き続き職員が安心して働くことができる職場環境づくりに取り組んでまいります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 様々な対応、職員さんへの対応もありますし、また、ちょっとほかの自治体のことを調べてみたところ、住民の方がいらっしゃる窓口の近くにカスハラの普及啓発のポスター、「それってカスハラじゃありませんか」というようなことでタイトルをして具体的な事例を並べたポスターを掲示して啓発をしている、または、先ほど、SNSに上げる、無断で録画されたという事例もありましたけれども、そういった対策として、職員さんのネームプレート

をフルネームではなくて、窓口に立つ方に限ってではありますけれども名字だけのネームプレートに替えるとか、そういった対応を他の自治体でしているというところもありますので、ぜひ御検討いただければと思います。

以前の委員会で、電話の録音機能をつけたらいいんじゃないかという委員側からの提案に対して、執行部が実行していただいて、それで長時間の電話が減ったという御報告もいただいておりますけれども、そういった具体的な対応をしていく中で、カスハラから職員を守っていただきたいというふうに思っております。

部長、ありがとうございます。

先ほど、県庁におけるカスハラに対する取組をお伺いいたしましたけれども、県内の企業でもカスハラに対するマニュアルの作成や研修、訓練の実施等の対策を進めていることが新聞報道等で取り上げられているのを目にしました。

実際に私もカスハラ対策を実施している企業が増えたなという実感がございます。カスハラの防止のためにお客様窓口にカメラを設置した会社、さらには、山形市内の私がよく行くラーメン屋さんでは、レジ横に厚生労働省が作成し配付しているカスハラ防止の啓発ポスターを掲示しているというお店もございました。

そこで、実際にレジで店員さんに話を伺って、カスハラに遭ったことはありますかと聞いたところ、非常に残念ながらですが、たまにはあるんですけれども「割とよくあります」という回答をいただきました。

帝国データバンク山形支店の調査によりますと、県内の企業の一五・九%の会社が過去一年間にカスハラ被害を受けたと回答しております。業種別で最多になるのはサービス業でございまして、これはもう三割にも上ります。続いて小売と運輸業が二五%、建設が一五・四%と続いております。また、同調査ではカスハラの対応策について聞き取りも行っており、何らかの取組を行っているかという質問に対しまして、「取組をしている」と答えた企業は半数以上の五四%、「特に取り組んでいない」という企業は四五・二%ということで、約半数の企業がカスハラ対策を現時点ではしていないということが分かりました。

国は今国会で、カスハラから労働者を守るため、先ほど部長からもお話がございましたとおり、全事業主に対策を義務づける改正労働施策総合推進法を提出し、先般、可決成立をいたしました。ただし、この法律は、あくまで事業主がカスハラ防止の対策を講じることや、被害が発生した際の被害回復など、従業員が安心して働ける環境を整備することを規定したものでありまして、カスハラ行為そのものを処罰するものではございません。

地方では、東京都や北海道、また群馬県が既にカスハラ防止に関する条例を制定しております。罰則はないものの、「何人もカスハラを行ってはならない」とカスハラ行為を禁止しております。さらに、愛知県や三重県では条例制定の方針を既に示しております。岩手県、栃木県、埼玉県、静岡県でも条例制定の検討がなされるなど、カスハラ対策は全国的な広がりを見せております。

先ほども申し上げましたとおり、県内企業の約半数がカスハラ対策に取り組めていないということは、カスハラの定義の曖昧さやカスハラに対する規制がないことも理由と考えます。県と民間企業が協力してカスハラを許さないという姿勢を取ることが一番大事であると思っておりますが、県内企業に対するカスハラの対策を今後どのように進めていくか、お考えを産業労働部長にお伺いいたします。

○能登委員長 奥山産業労働部長。

○奥山産業労働部長 民間企業に対するカスハラ対策についてお答え申し上げます。

民間企業で働く方々が安心して働くことができる職場環境を整えていく上で、企業におけるハラスメント対策は大変重要であり、その実現には個々の職場や事業者による対応はもちろんのこと、社会全体がハラスメントに対して理解を深め、適切に対応していくことが必要不可欠であると考えております。

近年、顧客等からの著しい迷惑行為を指すカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラへの社会的な関心が高まっておりますが、本来、顧客等からのクレームや苦情などは、業務改善や新たな商品・サービスの開発につながる場合もあり、それ自体が直ちに問題とされるものではありません。しかし一方で、脅迫的な言動や長時間の拘束、正当な理由のない過剰な要求など、従業員に精神的な負担を感じさせ、通常業務に支障が出る悪質なものもあります。このため、企業はこうしたカスハラから従業員を守る責任があります。

今般成立いたしました改正労働施策総合推進法では、カスハラを顧客や取引先等の利害関係者が行う、社会通念上許容される範囲を超えた言動により労働者の就業環境を害することと定義するとともに、そのような言動をしてはならないとし、事業主に対して、従業員の職場環境が害されることのないよう相談体制の整備等の雇用管理上の必要な措置を講じることが義務づけられました。また、事業主及び従業員自らがカスハラ行為をすることのないよう、研修等の実施やその言動に注意を払うよう努めることも求められております。一方で、顧客等の利害関係者に対しても、カスハラに対する関心と理解を深め、カスハラ行為を行わないように努めるよう求めているところです。

県としましては、まずは、いち早く改正法の内容を周知啓発するため、来月には県内企業の人事労務担当者等を対象に、職場におけるカスハラ対策も含めた労働関係法の研修会を県内二か所で開催いたします。さらに、県内企業の実態を県として把握するため、山形県労働条件等実態調査におきまして、一、企業におけるカスハラ対策の有無、二、

従業員がカスハラを受けたことがあるか否か、三、カスハラを受けたことがある場合はどのような行為だったかなどについて調査を実施してまいります。

調査の結果を踏まえ、県内企業が的確な対策を講じ、労働者の就業環境がカスハラによって害されることのないよう、政府が今後示す指針も注視しつつ、山形労働局をはじめとする関係機関と連携しながらしっかりと支援をしてまいります。

○能登委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 まだ法案の施行がこれからということではありますが、情報の収集をしていただきまして、県でも民間企業と協力して対策をしていただきたいというふうに思います。

部長、どうもありがとうございました。

先ほど来お話をさせていただいておりますとおり、この苦情や苦言、意見というのは、消費者からしっかりと適切にいただければ、提供する側の商品やサービスの改善を促すことにもつながりますし、事業者にとってもメリットになります。また、事業者実際に問題があった場合の苦情等は、当然ながら消費者の正当な権利の行使として意見や苦情を申し上げることができるわけであります。

消費者側が正当に、また適切に意見を伝える方法を習得することで、双方の信頼関係が構築され、よりよい社会が実現されることと存じますが、残念ながら消費者の側が、自身がカスハラをしていると認識せずにカスハラを行っていることもあるとのことです。

消費者教育によりカスハラを防止することも重要であると考えますが、防災くらし安心部長にお伺いいたします。

○能登委員長 庄司防災くらし安心部長。

○庄司防災くらし安心部長 消費者教育の観点からのカスハラ対策についてお答え申し上げます。

先ほど産業労働部長が答弁したとおり、また、ただいま委員からもお話がありまして、消費者が事業者に対し適切な意見を伝えることは、事業者の提供する商品やサービスの改善を促すことにもつながるものであって、消費者の正当な権利の行使であります。

一方で、カスハラは従業員にとって大きな精神的負担となり、業務のパフォーマンスが低下して、深刻な場合は健康不良を招く場合があるほか、消費者にとってもサービス、品質の低下によって悪影響が出るケースもあり、お互いによいことではありません。

こうした中、先般改正されました、いわゆる労働施策総合推進法におきましては、カスハラに関して、顧客・消費者側にも労働者の就業環境を害することのないよう必要な注意を払うように努めなければならないとされたところでございます。

このため、県では、消費者庁が本年四月に作成いたしました、よくあるカスハラの事例や消費者の上手な意見の伝え方などをまとめた啓発冊子を県のホームページに掲載して、広く県民に周知しているほか、市町村にも配付して活用を促しているところでございます。

今後は、消費者教育のための出前講座の機会にカスハラ防止についても併せて紹介するとともに、SNSでも発信するなど、関係機関とも連携しながら、引き続き消費者教育としてカスハラ防止に向けた普及啓発にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 鈴木委員。時間が迫っておりますので簡潔にお願いいたします。

○鈴木委員 ありがとうございました。

やはり、よりよい社会、よりよい山形県を目指すためには、サービス提供側、行政もそうですし、民間、そして消費者との協力が必要不可欠だと思いますので、ぜひ普及啓発活動をしっかりと進めていただきまして、よりよい山形県をつくっていただければと思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○能登委員長 鈴木学委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午前十一時十分再開いたします。

午前 十一時 一分 休 憩

午前 十一時 十分 再 開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。石川渉委員より画像資料等の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

石川渉委員。

○石川（渉）委員 日本共産党山形県議団の石川渉です。二月定例会から二回連続の予算特別委員会での質問になりました。質問の機会をいただき、議員の皆様には感謝申し上げます。

質問に入る前に、イスラエルとイランの交戦の件、平和の問題について述べたいと思います。

この件では、イラン側に問題があったとしても、先制攻撃を行ったのはイスラエルであり、厳しく非難される行為です。政府も十三日の外相談話で、「イランの核問題の平和的解決に向けた外交努力が継続している中、軍事的手段が用いられたことは到底容認できず、極めて遺憾であり、今回の行動を強く非難」するとしています。

直近の報道では、アメリカのトランプ大統領がイラン攻撃を検討していると報じられ、これが現実のものになれば、中東情勢に重大な影響を与えるものとなり、日本への影響も心配されます。国連憲章と国際法に基づいた外交努力での解決が求められます。

ところが、先日開催されたG7首脳会議では、イスラエルに自衛権があるなどとしてイランを非難する声明が出され、石破首相も賛同しております。アメリカの攻撃を許すようなことがあれば、世界への影響は計り知れず、無法な戦争を誘発することにもなりかねません。

私は、トランプ大統領のルール破りに、後で述べますけれども関税の問題も含めて、日本は手を貸してはならないと思います。日本政府が憲法の理念を生かし、戦争を防ぐための外交努力を行うことを強く求めて、質問に入りたいと思います。

初めに、トランプ関税について質問します。

先日、中小企業団体や商工会などから状況を伺ってきましたが、これからどんな影響が出るのか、また、対策が必要なのかがはっきりせず、トランプ大統領の頻繁に変わる政策を見定めようと情報を収集しているとのことでした。十七日の代表質問への答弁では、影響が出始めているとのことで、県内経済への影響が心配されます。

トランプ関税の問題では、アメリカへの輸出が話題となりがちですが、団体とのお話の中では、中国を含むアジアへの輸出も影響を心配しているとの話がありました。県の貿易実態調査では、令和五年の北米向け輸出が約一五%、アジア向けは七%とあり、アジアの国々と山形県は強い結びつきがあります。アジア全体への影響を考えなければなりません。

トランプ関税は国別に関税率が異なり、中でも東南アジア諸国は高い関税率です。アジアの国々の経済が失速すれば、県内企業も影響を受けることになります。この問題は、日本とアメリカの二国間で解決すればよい問題ではなく、アジアやEUをはじめとする世界各国との共同を広げて、トランプ関税の無条件全面撤回を求めていくべきものであると考えます。県内経済への影響は、アジアを含めた輸出入全体について情報を収集し、必要な支援を行う必要があると思います。対応をお願いいたします。

政府の日米間の交渉を軸にする方針で問題になっているのが、農産物の輸入を拡大する流れです。関税の引下げを求めるカードとして、政府内で米、小麦、大豆の輸入枠の拡大などが検討されていると報道されています。米はミニマムアクセス米の主食用枠の拡大を検討しているとのことですが、アメリカはかねてより外国貿易障壁報告書で主食用枠の増枠を要求しており、これを交渉材料にすれば、我が国が唯一自給している米ですらアメリカに売り渡す道を開くことになります。認められません。

これまでも農業は、自動車などの工業製品の輸出拡大と引換えに、農産物の輸入拡大で犠牲を強いられてきました。今回また繰り返されれば、疲弊し切った農業、農家、農村がさらに苦境に陥ることになります。

食料自給率の向上を果たし、食料・農業・農村基本法の改正で柱に据えた食料安全保障を実現するためには、輸入自由化路線から脱却することが必要です。

日本共産党は、農業を犠牲にするのではなく、無条件での関税撤回を求めています。特に次の四点が大事なポイントと考えています。「一、アメリカの無法な米の輸入拡大要求は、断固拒否すること」「二、米、牛肉・豚肉、ジャガイモ、乳製品、トウモロコシなどの農産物のさらなる輸入自由化を、交渉の材料としないこと」「三、トランプ関税によって打撃を受けた農林水産業を支援する緊急対策を行うこと」「四、国産米の需給と価格安定に政府が責任を持つ政策に転換するとともに、農産物の国内生産を増やし、食料自給率を五〇%に引き上げること」です。

吉村知事には、農業を基幹産業とする山形県の知事として、政府に対して、農産物の輸入拡大は拒否すること、また、輸入自由化を交渉材料としないことを求めるなど、農業を守る姿勢をはっきりと示していただきたいと思います。吉村知事の見解をお伺いします。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 現在、日米政府間において関税に関する交渉が行われております。各種報道によりますと、米国側からは自国の農産物の輸入量拡大が求められている一方、日本政府においては、農業を犠牲にしないとの方針の下、交渉に臨んでいると聞いております。

第一回目の交渉があった四月には、全国知事会として、米国との交渉においては、食料安全保障の観点も踏まえ、農林水産業等に及ぼす影響を勘案した上で、これまでの輸入ルールを堅持し、農林水産物に対する万全な国境措置の確保など、国内生産への悪影響を防ぐ対策を講じることについて、政府に対し緊急要請を行ったところであります。

現時点では、交渉の対象品目や税率など具体的な内容が明らかにされておらず、交渉の先行きも見通せない中で、本県農林水産業に対する影響について言及することは難しい状況であります。

一方で、委員も特に懸念されている米につきましては、日本の主食として重要な農作物であり、昨今の品薄感や価格高騰により、消費者はもとより、社会全体で主食用米の重要性が再認識されてきているところであります。

また、本県は、農業産出額の約三割を米が占めております。全国で四番目の生産量を誇る米どころであります。米生産県の知事として、日本の食料安全保障を支えるために、主食である米を、将来にわたって生産者が意欲を持って安心して生産できるよう守っていかなければならないと考えております。

現在、既にミニマムアクセス数量の枠外における民間貿易で、一キログラム当たり三百四十一円の関税が課されている米が輸入されている状況にあります。交渉の結果によって、さらに安価な輸入米が増えた場合には、国内の需給バランスに影響を及ぼし、再生産可能な米価の維持が難しくなるおそれがありますので、交渉の影響を懸念しており、その行方を注視しているところであります。

米をはじめとした農産物について、米国産の輸入が増えることで価格が下落し、再生産できなくなるということがあってはなりません。生産者が安心して生産し続けられる環境をつくることが大切であります。

県としましては、議会の皆様と一緒に機会を捉えて政府に意見を申し上げていきたいというふうに思っておりますし、政府においては、日本の農業を守り抜くという強い姿勢で交渉に臨んでいただきたいと考えているところであります。

○能登委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 知事会を通じて申入れをされているということも含めて、山形県の米を守ろうという知事の強い意思を感じることができました。機会を捉えて国のほうにも申入れをしていくという御答弁でしたけれども、絶対に米を守るということで、ぜひ、これからも力強いメッセージを発していただければというふうに思っております。

輸入米がどんどんどんどん拡大をして、それによって価格が下落するというので、安い米に消費者が流れるということになっては、本当に農家の皆さんが守ってきた農業が壊れてしまうということにもなりますので、ぜひ輸入拡大をストップさせるために知事にもお力をお貸しいただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

消費税について質問します。

物価の高騰が収まらず、県民生活は大変な状況が続いています。県民から相談を受けている団体や物資を支援している団体から状況をお伺いしました。物価高騰が続く中で、昨年も相談や支援の件数が増えていると聞いておりましたが、今年はさらに増えているといえます。

内容も、「以前から肉、魚は減らしていたが、去年は野菜も高くなって買えるものが少なくなった。今年はさらにお米が買えなくて困っている。何とかならないだろうか」という切実なものです。役場から、「生活保護世帯に食料を支援できないか」という問合せもあったと聞きました。今までの収入では食料や日用品の必要なものが買えないなど、県民の生活や健康が心配される事態になっています。物価高騰対策を一層進める必要があります。

こうした状況の中、六月十四日、十五日に共同通信社が行った全国電話世論調査では、「消費税をどうするべきだと思いますか」との質問に、「食料品のみ減税するべき」が三三・六%、「食料品以外も全て減税するべき」が二三・二%、「廃止するべき」が一六・四%と、減税あるいは廃止を求める回答が七三・二%となりました。今、多くの方が消費税の減税を求めています。

目下のところ、物価高騰対策として消費税の減税は最も有力な手段の一つです。消費税は、物価高騰が続く中で消費を冷え込ませ、地域経済を疲弊させる原因になっています。逆に言えば、消費税の減税は、県民の可処分所得を直接的に増やす効果があり、消費を力強く喚起することで地域経済を活性化させ、結果として働く場の確保にもつながる最も有力な対策です。

インボイス制度が始まりましたが、課税業者となった零細業者からは、「去年は売上げが伸びず、経費は高騰し大変だった。特例で減額になっているけど負担が重い。負担割合が増える来年は払えるだろうか」との不安の声があります。相談に乗っている業者団体の方は、「特例があっても分割しないと納税できない業者がいる。全ての業種で状況が深刻になっている」と言います。消費税を五%に戻せば、複数税率を解消し、インボイス制度で納税を迫られている小規模零細業者の経営を元の制度に戻すことで支えることもできます。

県民の生活と営業は大変な状況です。吉村知事に、物価高騰の中で暮らす県民生活の状況についての認識をお伺いします。また、県民の命と暮らしを守るために、生活支援、営業支援を追加で行う必要があると考えますが、知事は

どのようにお考えでしょうか。あわせて、物価高騰対策として消費税減税を求める県民の世論をどのように思っているのか、さらに、県民の代表として政府に消費税の減税を求めているかと思いますが、見解をお伺いします。

○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 現在の物価高騰は、エネルギーや食料品をはじめ、日常生活や経済活動の幅広い分野に影響を及ぼしており、独り親世帯をはじめとする低所得世帯や、医療・福祉施設、農林水産業者、中小企業者の皆様にとって、大変厳しい状況であると認識しております。

物価高騰が長期化する中において、米国の関税措置による先行きの不透明感も相まって、低所得者の負担が相対的に重くなる、いわゆる逆進性の問題を抱える消費税の減税を望む声につながっているものと推察されます。

その消費税につきましては、その税率一〇%のうち、地方消費税分が二・二%となっており、令和七年度当初予算では、都道府県間の清算及び市町村への交付を行った後の金額で二百六十八億円と見込んでおります。また、政府の収入分のうち一・五二%は地方交付税の原資となっており、地方消費税分と合わせて三・七二%が地方の財源となっております。

消費税及び地方消費税は、年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための経費とその他社会保障施策に要する経費に充てることとされているなど、地方公共団体の行政サービスを安定して提供していくためにも欠くことのできない財源となっております。

消費税減税は、家計負担の軽減につながるものでありますが、一方で、社会保障給付に必要となる代替財源の確保や税率変更に伴う事業者の負担軽減などについて、政府において慎重かつ丁寧な議論が必要であると考えております。

物価高騰対策としましては、政府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、昨年度の十二月補正予算及び二月補正予算に合わせて約四十一億円を計上し、厳しい状況にある生活者や事業者の皆様に対して様々な対策を講じているところであります。

また、今般、政府の予備費から臨時交付金の追加配分がありましたので、それを活用して、さらなる物価高騰対策の実施に向けて検討を進めているところでございます。

県としましては、今後も、消費税減税に関する議論の状況を注視するとともに、物価高騰に対する切れ目のない支援に取り組んでまいります所存であります。

○能登委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 今、御答弁いただきました物価高騰対策については、政府の臨時交付金の追加分も来ているということで、検討されていると、進めているということですので、ぜひ、県民の生活、特に所得が少なくて苦しんでいる皆さんもおりますので、そういったところに手厚く当たるような対策にも使っていただきたいというふうにも思いますし、また、必ずしも所得が低くなくても、物価高騰の影響も広くかかっていますので、ぜひ広範に県民の皆さんの暮らしがよくなる、そういう施策に使っていただければというふうに思っております。前向きな御検討をお願いしたいと思います。

今、財源についても少しお話がありましたので、これについては次の質問で質問したいと思います。

この間、消費税について国会でも議論になっておりまして、財源としてどういうふう考えるのかというのが議論の中でも出されております。今、知事おっしゃったように、消費税は社会保障の財源という位置づけに国のほうはしております。欠くことのできない財源だという御答弁も今ありますが、じゃあ所得税や法人税を社会保障の財源にしてはならないのかということが言われています。これは、財源に充ててはならないものではないと、全体の税制の中で考えるものだというふうに私は思っております。国会のほうの議論でも、そういう議論が今されているというふうに承知をしています。社会保障の財源は、税制全体の中で考える必要があるということです。

大型間接税、すなわち消費税は、一九八〇年代後半に経団連が、所得税、法人税に偏った税体系を改めて、消費税の比重を高めるべきという提言を出しまして、大企業の減税、富裕層向けの所得税の最高税率の引下げ、その代わりにの財源として消費税というふうに言ってきたことを受けて、一九八九年に導入されたという歴史的な経過があります。その後は、消費税の増税に合わせて所得税、法人税の最高税率が引き下げられるなどし、消費税の増税分で所得税、法人税の減収分を賄うという状況になりました。

先ほども言いましたけれども、歴史を見れば、消費税が社会保障の財源というのは、消費税導入後に国民の理解を得るために当時の政府が後から持ち出した理由ということになっております。

消費税を導入した一九八九年度と今年度二〇二五年度の税収のグラフを見ていただきたいと思います。（画像を示す）これ、地方税も含んでいるグラフですけれども、GDP比で出しています。税収全体は八九年度も今年度も同じで二〇・五%となっています。八九年度、消費税は〇・九%だったものが二五年度は五・〇%へ約六倍、一方で、法人所得課税、国と地方を合わせた法人税は六・九%から四・二%へと減少し、個人所得課税、所得税と住民税の合計

ですけれども、七%から六%へと減少をしております。法人税、所得税が消費税へ置き換わったということは明らかだと思います。

私は、税制を本来の原則である応能負担の原則に基づいて変えていく必要があるというふうに考えています。先ほどの知事の答弁にもあったように、消費税は逆進性が強く、所得が低い人ほど負担割合が重い税制です。一方で、本来累進課税となる所得税は、いわゆる一億円の壁などの問題で、高額所得者が優遇される税制となっています。また、法人税については、この間の減税が、賃上げや設備投資に回らず、配当や内部留保を増やすこととなり、政府は、減税について効果がなかったと認めております。こうした問題に思い切って手を入れ、財源を確保するという必要があると思います。

県民の声としても、五月二十四日に消費税廃止山形県各界連絡会と国民大運動山形県実行委員会が街頭で行った、消費税減税の財源についてを質問するシール投票ですけれども、結果は、赤字国債を発行するがゼロ、社会保障を削るもゼロで、大企業・富裕層の優遇税制を是正するが二十六人となっており、多くの人が所得税、法人税などでの財源確保を期待しているということが示されたと思います。

社会保障の財源を消費税に限らずに、大企業・富裕層から応分の負担を求めることも含め考える必要があると思っております。

先ほど知事から、消費税が地方の財源にもなっているというお話がありました。私、これ、税収全体で考える必要が、税収というか、税の仕組み全体で考える必要があるというふうに思っております。例えば地方の問題について言えば、この間、所得税や住民税の減税というのは何回も行われているわけです。これについて県に影響が何か出たのかということをお尋ねしましたがけれども、国から様々な措置がなされたことで、県への税収減というのはほとんど影響がなかったというふうにお聞きしております。

税収全体で地方への財源も考えていく必要があるという立場に立てば、逆進性の強い消費税をいつまでもその財源の中心として頼るということではあってはならないのではないかと思いますけれども、知事の見解をお伺いいたします。
○能登委員長 吉村知事。

○吉村知事 社会保障の財源というのがやはり大事かと思っておりますけれども、これは保険料による支え合いが基本ではあるんですが、全てが保険料で賄われているわけではありません。保険料ではおおよそ二分の一、半分ですね、残りは消費税をはじめとする税金などで賄われております。保険料だけでは現役世代に大きな負担が集中してしまうため、現行制度においては、消費税が主要な財源の一つとされているところであります。

消費税は、あらゆる世代が広く負担を分かち合うという性質を有しておりますので、社会保障制度の安定的な運営と世代間負担の公平性において重要な役割を担っていると考えております。

将来に目を向けますと、日本の人口構造は急速に変化し、世界でもまれに見るスピードで少子高齢化が進展しております。社会保障の費用が増え続ける一方、社会保障制度の支え手である現役世代の人口がさらに減少していくということが想定されますので、より多くの社会保障財源をより少ない現役世代が担うこととなり、現在よりも状況は厳しくなるおそれがあります。

こうした中において、税収確保は重要なものとなるわけです。社会保障と税負担の在り方には様々な立場から様々な意見がありますが、社会保障制度を維持していくためには、政府の税財政全体の課題として、租税負担の公平性という観点を重視しながら、安定した財源の確保に取り組んでいく必要があると考えております。

これまでも国会での議論や与野党間の調整を経て、消費税や法人税、所得税などの見直しが行われてきたところですが、現在も消費税については活発に議論が行われており、法人税では見直しに向けた検討が進められていると伺っております。税制の見直しに当たりましては、将来を見据え、責任を持って議論を進めていきたいと考えております。

例えば、法人税を消費税減税の財源に充てるといようなことを考えますと、この法人税は景気に左右されやすいという特徴があると一般的に言われておりまして、社会保障費の財源とするには、そのような課題をどのようにして解決していくかということが必要だというふうに思っております。

やはり社会保障財源は、景気の、経済の動向に左右されにくく安定しているといった、そういう性質をしっかりと捉えていく必要があるものと思っております。社会保障に安定的な財源を充てて、国民の安心安全を確保することが重要であると思っておりますので、少子高齢化が進む我が国にふさわしい財源について、将来を見据えて議論を進めていきたいというふうに思っております。

○能登委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 ありがとうございます。将来を見据えて議論していくということで、私も全くそのとおりだというふうに思っております。

知事の答弁の中で幾つかちょっと気になる話がありましたので、私の考えを述べておきたいと思っておりますけれども、

まず、全ての世代が公平に負担を分かち合うという点について言えば、これ、税制に求められるのは負担能力に応じた公平であって、世代間の公平というような議論を立てているのは日本だけというふうに言ってもいいと思います。多くの国では、担税能力、負担能力に応じた公平ということを採用しているということは、ぜひお知りおきいただきたいというふうにも思っております。また、法人税、景気に左右されやすいということですが、この間、実際に税収落ち込んだのはリーマン・ショックの後、一時期落ち込んだ時期ありましたが、大きく景気に左右されて毎年毎年変動していくというような性質のものでもありません。

ですから、そういった状況などもぜひ検討もしていきながら、やはり先ほど言われたように、消費税というのは逆進性がありまして、収入が少ない方ほど負担が重い税制になっています。これが安定財源だと言われておりますけれども、安定的に税金を取れるほうが、取れるということは、どんな状況があっても払うほうは払わなきゃいけないという話になるわけですね。失業しても、災害が起きても、どんな状況に陥っても消費税というのは払わないといけない大変厳しい税金なわけですから、これを税金の主要な柱の一つとしていつまでも位置づけているということについては、今後、将来の税制の議論の中で必ず解決していかなければならない問題だと思っておりますので、知事にぜひお考えをさらに前に進めていただければというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

次の質問に移ります。

中小企業の賃上げ支援について質問します。

物価の高騰や最低賃金の高騰で、県内中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しております。県内の企業倒産件数は二〇二三年までは年間四十件から五十件でしたが、二四年は七十九件に急増、二五年の今年も四月までで二十九件と昨年を上回るペースで増加をしています。

最低賃金は、一昨年、二〇二三年に四十六円増え、昨年の二四年は五十五円引上げになりました。政府は二〇二〇年代末までに平均一千五百円まで引き上げるとしており、仮に山形県で二九年までに一千五百円に引き上げる場合は、毎年百十円程度上げていくということになります。

労働者が生活を維持し、向上させるためには賃上げが必要ですが、政府が行っている中小・小規模事業者への業務改善助成金の拡充など、賃上げと事業の持続的発展を後押しする施策が乏しくて、今、事業者への大きな負担となっております。また、物価は年三%から五%で上昇をしており、エネルギー価格の高止まりとも併せて、これも大きな負担となっています。

事業者や中小企業団体からは、「給料を上げないと人の確保が難しくなっているが、賃上げするための利益を出すのが大変」など、少子化の中で企業存続のための人材確保も困難になっている状況を伺っています。

先日、百人を超える規模の社員がいる建設資材メーカーで正社員で働いている方からお話をお聞きました。「事務は、六年前は募集開始時期になると十五人程度の応募があったが、近年は一人から二人しかいない。営業、製造、設計は全く応募がなく、高いお金を出して紹介してもらっている」と言います。この方、三十代の女性の方ですが、「給料が安く、病気になっても医者に行くのをちゅうちょする。食料、日用品、ガソリン代の高騰で、もう駄目だと思ふことが何度もあった。友達はみんな県外に行き、山形に残っているのは自分一人で寂しい」とのお話で、「県の給与水準が上がらないと、山形で仕事し、暮らしていくのはますます厳しくなるのではないか」と言っておりました。

県が事業効率化やIT化を支援する補助金を出していることは承知しておりますが、今の局面では、賃上げそのものを支援する施策を行い、事業者と労働者の営業と生活、雇用を守る必要があるのではないのでしょうか。

東北では、岩手県で中小企業の物価高騰対策賃上げ支援を行っています。目的は、賃上げの加速、中小企業の人材確保となっており、時給五十円以上の賃上げを一年間継続して実施することを条件に、従業員一人当たり五万円を一事業者に付き最大二十人分まで、最大百万円を支給するとなっています。対象業種も幅広く、家族従業員も支援金の対象となっており、申請も容易で、事業者から喜ばれている施策と聞いています。毎年最低賃金上がる中で、山形県でもこうした支援が必要ではないのでしょうか。

中小企業の賃上げ支援策は、県レベルでは、昨年度は岩手県と徳島県が行い、今年度は岩手県と群馬県で実施をされています。私は、山形県も中小企業の賃上げを支援する施策を行い、事業者の営業や県民の暮らしを支え、さらに県内の給与水準を引き上げていく必要があると考えますが、産業労働部長に見解をお伺いします。

○能登委員長 奥山産業労働部長。

○奥山産業労働部長 エネルギーや原材料・仕入価格の高止まりを要因とする物価高騰が続き、さらにはアメリカの関税措置の影響が懸念される中、地域経済の持続的な発展には、物価上昇を上回る賃金の引上げに社会全体で取り組む必要があります。その上で、本県の大宗を占める中小企業や小規模事業者が自発的に賃金を引き上げ、それを継続していくためには、収益力の向上と適切な価格転嫁に取り組んでいくことが重要となります。

まず、収益力の向上につきましては、業務効率化や生産性向上を進める必要があることから、新製品・新技術の開

発からDXを推進する設備投資、そして販路開拓まで一貫した支援を行う「中小企業まるっとサポート補助金」の活用を促進するほか、やまがた産業支援機構や商工会・商工会議所などの産業支援機関と共に創業・新事業展開から成長発展まで切れ目なく支援することで、県内企業の稼ぐ力を高めてまいります。

次に、適切な価格転嫁につきましては、県が今年二月に県内中小企業を対象に実施した調査によりますと、依然として県内企業の多くが十分な価格転嫁ができていない状況となっていることから、山形労働局や経済団体、労働団体などで構成する、「価格転嫁の円滑化に向けた連絡協議会」において、価格転嫁の状況や取組について情報の共有を図ることに加え、原価計算や価格交渉の手法を学ぶ実践的なセミナーを引き続き実施してまいります。また、発注者・受注者の対等な関係に基づく構造的な価格転嫁の実現を図る下請代金支払遅延等防止法等の改正の効果なども注視しながら、適切に価格転嫁がなされるよう取り組んでまいります。

また、本県においても、令和三年度から、男女間の賃金格差や正規雇用職員の比率の改善を支援することが主な目的ではありますが、賃金の引上げに対する直接的な支援を実施しており、これまで延べ二千五百名を超える女性非正規雇用職員の賃金引上げのための給付をしているところであります。

県としましては、今後も、物価上昇を上回る構造的な賃上げにつながる原資を企業自らが継続的に確保できるよう、県内企業の稼ぐ力の向上や社会全体で適切な価格転嫁を促進する機運醸成と環境整備を図るため、政府の動向も注視しながら、引き続き山形労働局や関係機関と連携して、県内企業をしっかりと支援してまいります。

○能登委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 先ほども言いましたけれども、県が、価格転嫁とか稼ぐ力を企業につけていただくということや様々な施策をしているのは私も承知をしておりますし、そういった企業が頑張って自分たちの力で賃上げ資金も確保していくというのは非常に大事なことだと思うので、その支援をさらに充実させていくことは非常に重要なことだというふうに思っております。

ただ、現状は、そういった力をつけるまで、なかなか今の物価高騰の中で力が及ばないという企業もかなりの数出ていて、そういったところに対して賃上げをきちんと支援していくということが、県民生活と営業を守ることにもつながっていき、将来的には山形の産業を守り、地域を守っていくことにもつながるのではないかとこのように思っています。

ちょっと違う角度からの話になりますけれども、移住支援をしている方からこの間お話を聞いてまいりました。この間の質問の中でも、目を引く支援策を行って山形に移住をしてもらおうという提案がありまして、私も興味深く聞いたんですけれども、それはそれでぜひ頑張っていたきたいというふうに思っておりますが、移住を定住にしているために必要なのは、もう何よりも賃上げだということに思います。

ここでちょっとお話を紹介しますが、その支援をされている方が、首都圏から移住されてきた方からお話を聞くと、山形の収入の低さにびっくりされるといいます。それでも移住される方は、山形の魅力、豊かな自然とか、おいしい食べ物とか、そういうものに魅力を感じて定住を決断される方もいらっしゃるんだけれども、何年かすると、収入の低さがネックになって他県に移ってしまうという方もそこそこいらっしゃるという話で、せっかく支援をしても、山形で定住できるだけの賃金がないと、給料がないと定住できないというようなことをおっしゃっておいりました。

今、山形県、百万人を切ったということが大きな課題というふうにされておりますけれども、私は、人口流出、人口減を抑えるためには、首都圏並みに賃金水準を上げていくということに腹を据えて取り組んでいく必要があるというふうに考えています。県として、先ほど言った様々な事業者に力をつけてもらうという施策もやる必要もありますし、あわせて、賃上げを思い切ってやる企業には思い切った支援をやっていくというようなことも必要があるのではないのでしょうか。ぜひ検討をお願いしたいと思います。

岩手県とか群馬県とか、まだ少数ですけれども、県内の産業と、それから地域の暮らしを守っていこうということで、県レベルでも賃上げ支援策始めているところありますので、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

部長、ありがとうございます。

次の質問に移ります。

有機農産物の消費拡大について質問させていただきたいと思います。

SDGs・持続可能な開発目標が国際社会の共通の目標として掲げられております。エネルギー負荷を少なくする、住み続けられる地域をつくる、気候変動対策などの取組として、農業生産を環境負荷の少ないものに転換していくことが求められています。そのためには、できるだけ農産物を自給することが必要とされています。

日本の食料自給率は、カロリーベースでは三八%とされておりますが、種子や化学肥料の原料の輸入などを計算に入れると、東京大学大学院の鈴木宣弘教授をはじめとする識者が、実質は一〇%前後と指摘をしています。

多くのものを輸入に頼り、エネルギーをかけて輸送してくる状況です。このことは、日本の安全保障上も大きな問題です。化学肥料は原料の多くを輸入に頼っているために、ロシアのウクライナ侵略や円安などの国外の要因によっ

て肥料が高騰したことが問題となりました。

食料の自給率に政府が責任を持ち、きちんと目標に据え、向上を図っていかなければなりません。そのためにも、種子や苗、肥料を国内で循環させる持続可能な食料生産を目指し、化学農薬や化学肥料をできるだけ使わない農法を進めていくことが必要です。

有機農産物という場合、有機JAS認証を受けている農産物というのが行政では定義のようですが、私は、地域ごとの参加型認証制度や直接取引も含めて有機農業の拡大を進めていくことを求めたいと思います。

県は、農林水産業元気創造戦略で、「基本戦略二 気候変動に対応した環境と調和のとれた農業生産への転換」の「戦略分野五 環境負荷を低減する取組みの拡大」に有機農業を位置づけております。ここでは、「販路の拡大」「担い手の確保」「生産性の向上」が課題とされています。今回は、販路の問題を取り上げたいと思います。

農家の方から、作っても売れるのかという不安が大きいと聞いており、これは県も生産者も同じ課題というふうに考えていらっしゃるからです。お米については、昨今状況が激変しておりますので、作れば売れるという状況にもなっているところありますけれども、持続的に有機栽培を行っていくためには、野菜や果物なども含めて、継続性のある安定した販路が必要だというふうに考えています。

販路を広げていく上で有力な取組の一つなのが、生産された農産物を学校給食に使うということです。有機農業で有名になった千葉県いすみ市は、有機米の栽培を二〇一三年に始めて、僅か五年で学校給食に使っているお米を全量、有機米に替えました。有名になったことで新規農業従事者の増加や移住者の増加につながるなど、様々なプラス効果が出ているといえます。また、食育の授業などで子供たちが循環型社会を学ぶことで、親の世代も知識と理解を深め、地元産の農産物の消費の拡大にもつながっているということです。有機農業の先進都市というイメージがブランド力になっています。

全国オーガニック給食協議会の講演会と現地視察で、千葉県いすみ市、長野県松川町の報告を聞きましたが、初めは有機農業の拡大を課題として取り組んでいたが、その課題を達成するために検討を進める中で、消費の拡大が必要ということになり、結果として給食への納入という方向に進んだということでした。茨城県の常陸大宮市は、市長が公約に給食での有機食材の提供を掲げ、その実現のために有機栽培の規模を拡大したということでした。結局のところ、供給先の確保が有機農業の拡大には必要であり、自治体で取り組める供給先として給食での提供は有力というふうに感じています。

山形市では、一昨年度から農林水産省の「みどりの食料システム戦略推進交付金」の有機農業産地づくり推進事業を使って、有機栽培で作った農産物を給食に提供しています。一年目の二〇二三年度はジャガイモを栽培し、七百七十キロを納入、昨年度はジャガイモ一千八十七キロと大根一千八百二十七キロを納入しています。昨年度は、前年度の取組で分かった問題点を改善し、県からも技術指導を受け、品目・収量を増やすことができたそうです。

担当の方は、これまでの取組を通じて有機栽培を広げていきたいと意欲的にお話をされておりました。昨年度は栽培だけでなく、親子収穫体験会や料理教室、講演会、マルシェへの出品などにも取り組み、若い方が有機栽培に興味を持ってくれ、今後につながる取組になったとお聞きをしています。一昨年度から五年間の有機農業実施計画を策定し、取組を進めています。

この山形市に今後の課題や要望についてお伺いしたところ、「農水省の事業が三年目の今年度で終わるため、その後の取組が課題で、給食納入時の差額なども研究をしていきたい。県の支援があれば大変助かる」との話を聞いてまいりました。県内のほかの自治体にも、農水省の事業を使って学校給食に有機農産物を提供している自治体があると聞いております。栽培を広げるためには、こうした事業を後押ししていく必要があるのではないのでしょうか。

私は、学校給食への納入は自治体ができる販路確保の方法として有力と考えています。給食に使うことで販路を確保できれば、取り組みやすくなるのではないのでしょうか。さらに、子供たちに安心安全な給食をとという保護者の願いにも応え、県産農産物への信頼と期待を高めることもできます。給食納入時の差額分の補助などの支援を行い、県として給食での使用に向けてイニシアチブを発揮してはいかがでしょうか。

有機農産物の消費拡大に向けた学校給食での使用と支援策について、農林水産部長の見解をお伺いいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 有機農産物の普及に向けた学校給食等での提供についてお答えいたします。

本県では、平成二十年度に有機農業推進計画を策定して以降、有機農業の推進には、生産の拡大とともに、その消費の拡大に向けた消費者の理解促進が必須であるとし、生産と消費の両面から各種施策に取り組んでまいりました。

生産拡大に向けましては、有機農業に新たにに取り組む生産者への技術指導を充実するため、新たに今年度から東北農林専門職大学と連携した有機農業実践講座を開講し、三十三名の方が計八回にわたり実践事例や栽培技術など有機農業のノウハウを学んでいるところでございます。

消費拡大に向けましては、消費者に知ってもらうことと新たな販売先を開拓することを目的に、県内の有機農業実

践者や有機農産物の取扱店をホームページで発信するとともに、県のアンテナショップ等での生産者による対面販売や、首都圏の飲食店における有機農産物を使用したメニューを提供するフェアなどを実施しております。

委員からございました学校給食における有機農産物の提供は、その消費拡大とともに、実際に食することで有機農業に対する理解の醸成も期待されます。県内の学校給食では、政府の事業を活用して、山形市を含め十市町が年二回程度、有機農産物を提供しており、そのうち、つや姫などの有機米を提供しているのが八市町、ジャガイモや枝豆などの有機野菜等を提供しているのが五市町でございます。提供する際の課題としましては、価格が高いことのほか、供給量が少ないまたは安定しないこと、大きさがふざろいで調理の手間がかかることなどが挙げられております。

一方、児童生徒が地域の農産物を食べたり生産者の話を聞いたりすることは、地域の農業を知るとともに、生産者の思いに触れるよい機会であり、県では、学校給食における食育・地産地消促進事業において、給食を食べながら生産者から直接お話を聞く交流給食を支援しているところでございます。有機農産物を用いた交流給食も支援の対象としており、有機農業について学び、考えるきっかけになるとともに、生産者にとっても励みになるものと考えております。さらには、将来、児童生徒が大人になったとき、自ら有機農産物を選んで購入することにもつながると期待しているところです。

県としましては、引き続き、学校給食における食育・地産地消促進事業の活用を市町村に働きかけ、県内の児童生徒が学校給食を通して有機農産物を味わい、有機農業について理解を深める機会の拡大に努めてまいります。あわせて、市町村など関係者の意向も踏まえながら、学校給食における有機農産物への支援の在り方について議論を深めてまいりたいというふうに考えております。

○能登委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 学校給食への支援の在り方について、市町村の御意見もお伺いしながら議論を深めてまいりたいという御答弁いただいたので、大変前向きな答弁だったというふうに私自身は感じています。

先ほど部長おっしゃったように、やっぱり給食に納入するというふうになった場合、価格差などが問題になっています。収量の問題もあるんですけれども、それは安定して納入ができる、一定の価格で買い取ってもらえるという保証というか、何ていうんですかね、見込みが立てば、生産に取り組む農家さんというのは広がっていくというのが、先ほど紹介した他県の事例でもいろいろ明らかになっているわけですから、まずその価格差の部分を県の支援としても解消してあげる方向で、給食でどんどん使ってくださいという施策をやるというのも一つの案ではないかなというふうに思いますので、ぜひ前向きな御検討をお願いしたいと思います。

部長、ありがとうございます。

では、教員の不足について質問をしていきたいと思います。

今年二月の予算特別委員会でも教員不足についての質問がされております。昨年度の未配置状況について、昨年五月一日の状況についての答弁がそのときありましたが、今年度はさらに深刻な状況になっているとお伺いしております。教育長に現状をお伺いします。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 教員不足の現状について御質問いただきましたので、お答えいたします。

正規教員が欠員となる分については臨時教員で補充しております。また、そのほかにも、近年は若手教員で産育休を取得することが増加しており、その代替となる臨時教員の必要性も高まっております。

しかし、労働人口が減少して、あらゆる分野で人手不足が叫ばれる中、全国的に教員を目指す人も減少しております。そのため臨時教員を確保することが困難な状況となっております。本年は五月一日時点で、教員の未配置は小学校が二十四名分、中学校が二名分となっております。県教育委員会としても、これは大変喫緊の課題であるということで、臨時教員の確保に向けて、様々な手段を講じて、今、鋭意努力しているところでございます。

○能登委員長 石川委員。

○石川（渉）委員 今、御答弁あったとおり、小学校で二十四人未配置になっているということで、これ、教育局からも資料頂いておりますけれども、令和四年が小学校で未配置七人、五年が八人、六年が六人ということで一桁台でずっと推移していたものが、今年、今年度は二十四人ということで、去年の比較でいえば四倍増ですか、になっております。大変深刻な状況だというふうに感じています。

この間、教育委員会で代替教員確保のために、今も答弁ありましたが、様々な施策に取り組んでいるということは承知をしております。ただ、今も言ったように、以前からこの未配置の問題というのは、私だけでなく様々な議員からも指摘をされる中で、これだけ数多くの未配置が発生したというのは本当に大きな問題だというふうに考えています。

現場から状況をお伺いしましたが、未配置って本当に大変だなというふうに思いました。ある小学校では、昨年途中から病休となった教員の代替教員が配置されずに、教務主任が学級担任を兼務するということになりました。

四月になりましたけれども、今年度も代替が配置されないということで、教務主任が学級担任を続けることになったといひます。

児童が在校中は教務の仕事ができないので、下校後に業務を行うため退勤時間が午後九時を過ぎることが多々あるということで、非常に大変な状況になっています。教育事務所や教育委員会からの問合せに対応するために、やむを得ず授業を自習にして教務の仕事を行うこともあり、子供たちには、「時々先生がいなくなることがあるから、自分たちで学習できるように」という指導もされているということで、こうした状況が子供たちにも教員にも決してよい状況とは言えないということは明らかだと思ひます。直ちに改善する必要があると思ひます。

今後のことに話を進めますけれども、教育委員会は、山形県教育委員会特定事業主行動計画の男性職員の育児休業取得率の令和七年度目標値を、令和六年度は五二・四％の実績ということに対して目標値八五％以上というふうにしておりまひす。今後はさらにこの取得率を増やす方針になっていくと思ひますし、これについてはどんどん取得される方を増やしていくということは必要になるわけですが、このままでは育休取得が増えれば増えるほど学校に先生がいけないという状況は深刻になってしまうのではないのでしょうか。

私は、正規教員の採用を増やすことで未配置を解消し、子供たちが安心して学習生活する環境をつくることが必要と思ひていまひす。それとともに、教員が正規教員として安心して働ける環境をつくっていくことが、結果として採用試験の受験者数を増やすことになり、教員不足の解消につながっていくのではないかとと思ひますが、この正規教員の採用増について、教育長の見解をお伺ひしたいと思ひます。

○能登委員長 須貝教育長。

○須貝教育長 教員の採用数につきましては、「教職員定数の標準に関する法律」に基づいて算出した上で、今後の児童生徒数や学級数の動向、それから学校の統廃合等を見据えまして、教員数が将来的に教員定数を上回ることがないよう精査を繰り返しながら決定をしておりまひす。

本県ではこれまで、教員定数が毎年減少していくことが想定される中においても、可能な限り多くの教員を採用してきておりまして、本県の正規教員の割合は九三・二％と全国平均を上回っている状況でございます。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、正規教員で不足する分あるいは産育休の代替教員もなかなか確保できないというような状況がございまひて、先ほど申し上げた未配置状況も生じているということで、臨時教員の不足解消の対応といたしまして、昨年度は、県内では、ペーパーティーチャー向けの説明会を回数や会場を拡大して実施いたしました。また、県外では、本県で教員として働きたいという方々を対象とした相談会を東京都内において開催したところでございまひす。

さらに、今年度は、希望する校種や勤務地、勤務形態などの諸条件について、応募者と県教委がそれぞれ登録して、双方方向に情報を確認しながらマッチングできるという、そういうシステムを構築することとしておりまひす。

県教育委員会といたしましては、各施策の充実を図りながら、正規教員の採用と、それから臨時教員の確保に引き続き努めてまいりまひす。

○能登委員長 石川委員。時間が迫っておりますので簡潔にお願いしまひす。

○石川（渉）委員 教員の穴が空いていると、未配置が起こっているというのは、昨年度の施策のことなので、施策の結果がこうなっているわけですから、新しくなった教育長を何か追及するみたいな話になって大変申し訳ないなというふうにしておりまひすけれども、ぜひ採用数を増やしていくということを新しい体制の下でも検討していただきたいと思ひます。

学校や学級が統廃合されるから教員数が減少するというふうに見込んでいるということなんですけれども、例えば現在行っている「さんさん」プランを二十五人に減らすとか、あるいは多様な子供たちの学びを支えるために、今、学校も上山にできましたけれども、そういった学校づくりを県としても進めていく、あるいはいろんな多様な子供たちに合わせた学びの場を提供していく。こういったことをやっていけば、教員の数を増やすこともできるかと思ひまひすので、ぜひ御検討をお願いして質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○能登委員長 石川渉委員の質疑質問は終わりました。

この場合、休憩いたします。

午後一時再開いたします。

午後 零時 十分 休 憩

午後 一時 零分 再 開

○能登委員長 休憩前に引き続き委員会を開きまひす。

質疑質問を続行いたします。

この場合、申し上げます。高橋弓嗣委員より画像資料等の使用の申出があり、これを許可しましたので御了承願います。

高橋弓嗣委員。

○高橋（弓）委員 皆さん、お疲れさまです。自由民主党の高橋弓嗣です。この六月定例会は、新年度に入りまして初めての定例会となります。初心に戻って、県民目線で質問させていただきたいと思います。

さて、（画像を示す）今年は、本県にサクランボや西洋梨などの苗木が植えられてから百五十年という節目の年があります。「いちずに、かじつ。」を掲げ、実直に果物づくりに打ち込んだ先人たちの挑戦の歴史を振り返るとともに、その思いを未来に向けてつなぐ年になればと私も強く思っているところであります。

そんな記念すべき年ではありますが、いよいよ六月も中旬を過ぎ、山形県はサクランボの最盛期に入っております。今年の予想収穫量は八千六百トンから九千七百トンと見込まれており、高温によってこれ以上減らないことを願うばかりであります。

サクランボが実をつけるまでには、様々な条件を乗り越えていかなければなりません。春先は花芽が霜に遭わないこと、開花時にしっかり受粉が進むこと、収穫期には高温に遭わないことなど、幾つもの関門を経て大きくおいしい実が育つわけであります。

私たち議員は、県民のところを回って様々な情報を執行部に届け、議論を展開し、課題解決に結びつけていくわけですが、この活動はまるで受粉を助ける蜂のようだとは思わないでしょうか。集めた情報によって執行部との受粉が促され、実となって県民生活を豊かにしてくれるものと思っております。

今年は、佐藤錦の開花時期に気温が低く、また、気温の高い日であっても風が強く、受粉がうまく進まず着果が薄いと言われておりますが、私たち議員という蜂は、雨の日でも風の日でも県内各地を飛び回り、休むことなく情報という花粉を集めてまいります。執行部の皆様におかれましては、今年度も引き続き、私たちの活動に対しまして前向きな御答弁をいただき、大きな実をつけられるようよろしくお願い申し上げます、質問に入らせていただきます。

やまがたフルーツ百五十周年の年でありますので、まず、持続可能な果樹栽培について質問させていただきます。

私は、令和五年十二月定例会の一般質問にて、果樹農家への支援について質問をした経緯があります。この際に、原材料価格や物流経費などの上昇を起因とした農業用機械の値上げにより、農業に携わる方々が購入または更新するに当たっていかに厳しい状況にあるかを説明させていただきました。

また、昨年の決算特別委員会では、同じ東根市選出の齋藤俊一郎委員が果樹生産に関する振興策について質問され、防除などに使用するスピードスプレーヤーの価格が大変高騰しているという話をさせていただきました。

こうした果樹農家の切実な現状や度重なる気象災害を受け、離農を検討している生産者の営農継続を支援するため、本県では市町村と連携し、「持続できる果樹産地緊急支援事業」を実施したわけではありますが、本事業の採択件数など、どんな状況になっているのか、高橋農林水産部長にお伺いいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいま高橋委員より、持続できる果樹産地緊急支援事業の採択状況についてお尋ねがございましたので、お答えさせていただきたいと思っております。

委員からありましたように、本県の果樹生産を取り巻く環境は大変厳しい状況にあると認識しており、生産者や農業団体の方々からも、機械の更新ができず営農が断念され、産地の衰退が心配されるとの多くの声をいただいております。このため、政府の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、令和六年度二月補正予算で、持続できる果樹産地緊急支援事業を創設したところであります。本事業は、果樹栽培の防除に欠かせないスピードスプレーヤーの更新について、市町村と協調し、更新費用の三分の一を支援するものとなっております。

本事業に対しては、四月二十五日まで市町村を通して要望調査を行った結果、東根市、上山市、天童市をはじめ、九市町から七十六台分の要望があり、そのうち事業実施期間中に納品が見込めない一台を除く七十五台分について、六月九日までに採択しているところでございます。

○能登委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 サクランボをはじめとした果樹の主産地である東根市では、二十三台全てが採択されたものの、その前段の説明会に参加された方は三十五名となっております。実際に農協が生産者を回った際に興味を示された方は、その倍の人数がおられたとも伺っております。

また、今回申請できなかった方など、生産者の皆さんに大変需要のある事業だと思っております。来年度以降も引き続き実施していただきたいという声も多くいただいているところでありますが、本事業の今後につきましての御所見を高橋農林水産部長にお伺いしたいと思います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 持続できる果樹産地緊急支援事業の来年度以降についてというようなことのお尋ねがござい

ました。

果樹生産では、令和三年の凍霜害、令和五年夏期の高温被害、令和六年のサクランボ収穫期の高温障害、さらに今年はサクランボ開花期の天候不良による結実不良など、度重なる気象災害で減収が相次ぎ、生産者の経営は大変厳しい状況にあるというふうに認識しているところでございます。

さらに、果樹生産に不可欠なスピードスプレーヤーの価格はここ数年で約三割も高騰しており、高価なものでは一千二百万円を超える価格にもなっております。こうした営農に必要な機械の更新に当たっては、本来、生産者が減価償却をしながら、資金の確保を中長期的に計画していくことが基本となります。

しかし、近年のこの気象災害や物価高騰によって高額となった機械に見合う資金の準備ができずに、営農継続を断念する生産者が出始めており、このままでは、個々の生産者の離農にとどまらず、産地としての生産基盤の弱体化が懸念される状況だというふうに思っております。

また、今回の持続できる果樹産地緊急支援事業の募集に際しては、更新のタイミングや自己資金の準備などの都合で、どうしても申請ができなかった方もいるというようなことは私も承知しているところでございます。

このため、今後はということになりますけれども、物価高騰により価格が上昇しているスピードスプレーヤーの更新などを含め、いかにすれば産地を維持できるのか、いかにすれば営農を継続していけるのかといった視点で、生産者やＪＡ、市町村等の関係者の方々と財政的な支援策について意見交換を行ってまいりたいというふうに考えております。

こうした意見交換を通して、機械の共同利用や果樹の団地化による効率的な機械の利用など、機械の運用面での改善や農業近代化資金などの融資と組み合わせた補助制度など、あらゆる可能性を念頭に果樹経営の安定化、営農継続に向けた支援策を早急に検討してまいりたいというふうに考えております。

○能登委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 部長、本当にありがとうございます。

御答弁のとおりでありまして、農家、生産者の方の状況というのは全くおっしゃるとおりであります。産地そのものもなくなっていくんじゃないかというような懸念すらされているところであります。

農林に関する補助事業というのは、これまでも高温障害対策事業などにおいても井戸を掘削する業者が少なく、年度末までに間に合うのかなんていう心配もされたことがありました。

また、今回の事業においても、スピードスプレーヤーをメーカーに発注した場合、先ほど部長の説明にもありましたけれども、メーカーは受注生産という形になりますので、正式な納期を示していただけないというような課題も残ったかなというふうに思っております。交付金の関係で年度をまたいで繰越しできない事業だということは承知しておりますが、今後も採択された方たちの発注におかれましては、今年度中に納品されるということをご心から願うところであります。

また、今後の検討課題としては、制度設計に少し余裕を持った形での実施ということも大事なかなということを思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、果樹の受粉促進に向けた取組について伺ってまいります。

前段でも申し上げましたが、今年のサクランボの作柄を見ますと、佐藤錦の受粉がうまくできなかったことにより、作柄はよくないということでもあります。昨年に続き不作になりますと、もちろんさつきから言っておりますが、生産者の営農意欲が減少して離農を検討する方が多くなるんじゃないかと危惧をしているところです。

今年のような状況を少しでも改善につなげるためには、やはり受粉の確率を上げていかなければなりません。そのためには、受粉樹を増やすこと、また、受粉を助けるマメコバチの環境整備、または蜜蜂の購入やレンタルの支援などが挙げられます。今年は樹園地を回って生産者の方にお話を伺うと、受粉樹の近くはよく実がなっているので、今後は受粉樹を増やしていきたいという方が多くおられました。

そこで、受粉樹を新たに植える際の補助や蜂などの訪花昆虫等への支援を手厚くしていく必要があるのではないかと考えます。高橋農林水産部長のお考えをお聞きいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいまの受粉樹の導入、あるいは訪花昆虫の導入の支援についてお尋ねいただきました。お答えいたしたいと思っております。

今年のサクランボは、委員からもございましたように、開花期に強風や低温の影響を受け、訪花昆虫の活動が鈍く、受粉が進まなかったことが、結実が少なかった大きな要因と捉えているところであります。

一方で、生産者の中には、平年並みの結実を確保している方もおられます。そのような生産者は、受粉樹を多く植え、蜜蜂をより多く導入し、防風対策や人工授粉を行うなど、結実させるための基本的な管理が徹底しております。こうした事例からも、サクランボの安定生産には、受粉樹と訪花昆虫の役割が非常に大きいことを痛感したところで

あります。

受粉樹の導入推進につきましては、佐藤錦の受粉樹になる紅さやかや、やまがた紅王、紅秀峰等への改植を支援します「山形県さくらんぼ品種転換緊急促進事業」を実施し、昨年度から今年の四月にかけて合計で八百五十九本の導入を支援しているところであります。また、十一月には、本年度二度目の募集を行う予定にしているところであります。

また、訪花昆虫につきましては、生産者が自ら飼育しているマメコバチがこれまで受粉に大きな効果を上げておりました。しかしながら、近年は気象条件等により、このマメコバチの増殖が悪くなっておりまして、産地全体としてマメコバチの密度が著しく低下し、以前のように十分な受粉の効果が期待できない状況になっているというふうと考えております。

そのため、今年度から、マメコバチ減少の原因の一つとされています夏季の猛暑の影響について試験研究を開始しましたし、安定した増殖に向けた飼育管理技術の再構築を目指すこととしております。

一方で、こうした激減したマメコバチの回復までは期間を要するというようなことがございます。そうしたことで、短期的にはリースや購入の形で受粉の効果の高い蜜蜂を導入し、結実の安定を図ることが喫緊の課題であるというふうに捉えております。

しかしながら、本県以外の果樹産地においてもマメコバチが減少しているというふうな実情があり、全国的に蜜蜂の需要が高まっています。さらに、蜜蜂の導入価格が五年前の一・三倍ほどに上がっていること、そういったことで価格も上昇し、需給も逼迫している状況と聞いております。

このため、ＪＡや市町村、産地市場、養蜂協会等と連携しながら、マメコバチの減少分を補う蜜蜂について、県内はもとより全国から確保するとともに、導入する生産者への支援方策についても早急に検討し、次期作に向けて産地を挙げて蜜蜂導入推進運動を展開していきたいというふうに考えているところでございます。

○能登委員長 高橋委員。

○高橋(弓)委員 蜜蜂をどんどん増やしていただけるということで、どれだけのことが可能なのかわかりませんが、大変期待を寄せたいというふうに思っています。

主産地である東根市では、佐藤錦生産環境整備事業というのがあり、受粉環境の整備や受粉樹の確保、苗木購入の補助、防霜対策や高温対策などを地元の農協さんと歩調を合わせて実施し、サクランボの主産地を守るために生産者を支援しています。

また、この事業の中には、授粉用の採取花粉に対する補助も含まれております。補助の対象となる花粉には外国製の物も含まれており、近年は中国産の物のみが販売されていますが、今年は受粉率が高いと言われているアメリカ産の物が再び入荷され出回りました。価格が十グラムで三万四千八百円という高額ではありますが、少しでも受粉率を上げたいという生産者はこれを購入し、使用した方も多くいたというふうに聞いております。ちなみに、中国産は十グラムで二万五千元だそうで、年々、これも高騰しているということでありました。

開花期の悪天候によって訪花昆虫の活動が鈍くなるという状況を考えますと、蜜蜂も大事なんですけれども、採取花粉を使用した人工授粉が最も効果的ではないかというふうに考えるところです。サクランボの生産量日本一を誇る本県として、こうした採取花粉を購入する際の補助も必要なんじゃないかというふうに考えています。

また、リンゴや洋梨などのバラ科植物においては、火傷病という病気への感染拡大の観点から花粉の輸入が禁止されており、一部の農家では開花時期に受粉樹から花を摘み、自ら越冬花粉を採取しているケースも見受けられます。これ画像あるので、ちょっと皆さんに御覧になっていただきたいというふうに思います。(画像を示す)

サクランボにおいても、いつ花粉の輸入が止まるかわからない状態だと言っても過言ではないと思います。リンゴなどと違いまして、サクランボは花粉の入った袋である葯という部分が非常に小さくて、花粉を採取するのは大変な作業だというふうに伺っております。

花粉を地元で確保できる体制づくりも今後はしていかなきゃいけないんじゃないかなと、要は輸入物ではなくて国産の、地場で取った花粉を作る体制というのも大事なのかなというふうに思っております。採取花粉に対しての高橋農林水産部長の御所見をお伺いしたいと思います。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 ただいまの花粉の自家採取なり、その活用というふうな視点での御質問をいただきました。

自ら採取した花粉を用いた人工授粉というものにつきましては、リンゴや梨の栽培では一般的な手法で、結実を確保する上でも効果が高い方法になっております。一方、委員からもありましたように、サクランボの場合は花が小さいために花の摘み取りに時間を要すると。あとは花粉の採取効率も低いというようなことがございます。そうしたことで、リンゴや梨と比べて多くの労力がかかることから、自家採取した花粉による人工授粉が普及していない状況にあるというのがサクランボでございます。

このため、サクランボでは輸入された花粉を使用するのが一般的になっております。円安の影響で花粉価格が高騰し、令和七年の輸入花粉価格は、委員からもありましたように、令和二年と比較しますと二倍ほどに上がってきているというようなことで、生産者の負担も大きくなっているというような状況でございます。

サクランボを確実にならせる上では、採取花粉による人工授粉は、蜂の活動が鈍い場合や受粉樹が少ない場合に有効な方法となってまいります。そのため、先ほどお答えしました蜜蜂の導入推進と同じように、関係者と意見交換する場を早急に設け、高騰している採取花粉の購入支援や生産者個人や産地で花粉を採取するための機械導入等への支援の在り方について、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

本県にサクランボが導入されてから百五十年となりますが、サクランボは本県の顔となる重要な品目であり、他産業への影響も大きいことから、五十年後も全国一、日本一の産地としてあり続けられるよう、生産者や関係団体等と意見交換しながら、しっかりと安定生産に向けた取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○能登委員長 高橋弓嗣委員。

○高橋（弓）委員 部長、ありがとうございます。まず、目先は本当に蜜蜂のほうに目を向けていただいて、受粉を促していくということが大事だと思います。

しかし、これまで山形県の先人たち、先ほども百五十周年のロゴマーク出しておきましたけれども、これまで不可能と言われてきたことを可能になるように、知恵と工夫を重ねて今の「果樹王国やまがた」をつくってきたのだと思っています。雨よけテントの開発などは、まさにその象徴と言うべきものであったということではないでしょうか。

余談にはなりますけれども、雨よけテントが開発される前の時代は、砂糖の四十倍の甘味があるとされる人工甘味料チクロというのを使った缶詰に入れたサクランボを作っていたわけです。ところが、このチクロが発がん性の物質であると、発がんのおそれがあるということで生産できなくなったわけです。では、加工用から生食用に変えなきゃいけないんじゃないかということで、実割れのするサクランボをどうしようかと考えた挙げ句に出たのが、雨よけテントだったというふうに聞いております。

フルーツ百五十周年を迎えた本県ですので、この本県の土壌にはこうした努力の積み重ねがあるんだなというふうに思っております。採取花粉についても、ほかの県でできないことだったら山形県がやっぱり先んじてそれに取り組んでいくということも大事なのかなと思いますので、未来の産地形成のためにぜひ御努力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、新たな作物と果樹のマッチング支援について質問したいと思います。

昨年的高温障害、今年受粉不良など、二年続けて作柄が悪い状況は本当に大変なものだというふうに思います。ある農家の方からは、サクランボの生産は博打のようだとも言われました。こうした言葉の背景には、安定した収入が見込めないことがあると思っています。

生産者の経営体は、法人等の大規模経営や家族経営など、そのスタイルは様々であるわけですが、特に家族経営をされている方などは、資材や設備の高騰、収穫量の減少といった状況は大きなダメージとなり、営農意欲が失われていく原因にもなっているようであります。安心して生産できる環境を整えるためには、降霜対策や受粉対策、高温障害対策を行った上で、果樹栽培と同時進行で栽培できる作物とのマッチングも推奨していくべきではないかというふうに感じております。

そこで提案したいのは、小面積高収入の作物栽培であります。限られた面積や資源、設備を活用しながら効率的に収益を上げる農業によって、安定した収入が見込める農業をベースにしながら果樹栽培を行ってはどうかということであります。

ここでも画像で少し御紹介したいんですが、（画像を示す）私の地元では、果樹栽培の傍らレタスの水耕栽培に取り組んでいる方がおります。農業用のビニールハウスを利用し、水耕栽培のキットを整備し、七百株から一千株程度の規模で毎日レタスを収穫して出荷しているとのことでありました。

設備投資は三百万円から四百万円で、毎日の作業時間は短く、収量は季節によって多少変化があるものの、種まきからおよそ五週間で収穫することができ、毎月十万円くらいの収入になっているということでありました。また、製品のロス率も〇・五％ぐらいで、水を回すためのポンプの電気料は月五千円程度となっており、サクランボの繁忙期など、本当に忙しい時期は一旦止めることも可能だということでありました。

これはあくまでも一例として捉えていただきたいのですが、こうした取組は新規就農などにも有効だというふうに思っております。予算が潤沢にない場合に、限られた面積や設備で収益を生むことが可能と言えます。今後は、果樹栽培と並行した安定的な収入を得るための新たな作物栽培へも目を向けていってはどうかと考えますが、高橋農林水産部長の御所見をお伺いいたします。

○能登委員長 高橋農林水産部長。

○高橋農林水産部長 新たな作物と果樹のマッチング支援について御質問をいただきました。

近年は、サクランボをはじめ、多くの果樹で異常気象等により不安定な生産が続いており、経営の安定のためには、いかにして生産や経営のリスクを分散していくかが重要になってきております。

経営の安定化については、サクランボを例に挙げますと、散水氷結法等の凍霜害対策や遮光資材を活用した高温対策など、気候変動への対応技術の徹底はもちろんでありますが、佐藤錦に偏った品種構成を見直し、開花時期や収穫期が異なる紅秀峰ややまがた紅王の割合を増やすことで、生産リスクの分散を図ることが必要であるというふうに考えてございます。さらには、加温ハウス等の施設化や、桃やスモモなど複数の果樹の導入も、労力や経営リスクの分散の観点で効果があるものと考えております。

また、委員からございました果樹栽培と作業の競合が少ない作物の導入につきましても、経営の安定化を図る上で重要な視点と認識しております。生産現場の具体的な例でございますけれども、村山地域ではサクランボの生産者が啓翁桜を導入し、冬期の収入を確保したり、イチゴやスイカを導入し、作業分散と収益確保を図っている事例があります。また、置賜地域では、ブドウ生産者が啓翁桜を導入している事例もあります。

一方で、ハウス栽培や新たな作物の導入に当たりましては、資金面の検討や導入品目に関する栽培技術の習得のほか、労働力配分のシミュレーションを含めた営農計画づくりなど、事前の入念な準備が不可欠となります。こうした技術の習得や営農計画づくりにつきましては、各総合支庁の農業技術普及課が随時支援してまいります。

その上で、新たな施設や園芸作物の導入に際しては、国庫補助事業や県単補助事業の「園芸やまがた産地発展サポート事業」等で支援するとともに、資金面については、農業近代化資金等の融資制度により支援してまいります。

持続的発展が可能な果樹産地に向けましては、やはり複数の果樹品目を組み合わせた果樹経営が基本となるというふうに考えてございます。また、果樹栽培と組合せの相性のよい新たな作物の導入についても大切な視点だと思っておりますので、ソフト、ハードの両面で支援し、果樹生産者の経営安定化が図られるようしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○能登委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 農業者、いわゆる生産者の方々の経営力というのを身につけさせていくということも非常に重要だというふうに思っております。ただ、いわゆる起業する場合であっても、最初の入り口という部分、全くないもので来るので、これ、サクランボをやりながらどうですかという話ではあったんですけども、新規就農とかこういうところにとってはすごくやりやすいものかなというふうにも思いますので、ぜひこれからも御研究をなさっていただいて、農業者の支援、生産者の支援に当たっていただきたいと思います。

高橋部長、ありがとうございました。

次に、鳥獣被害防止について伺ってまいります。（画像を示す）

このところ、全国各地で市街地での鳥獣目撃や出没が相次いでおります。本県においても、二月には新庄市の市街地に熊が出没し、翌日の朝に麻醉銃で眠らせ、その後、山に放獣。五月には東根市の中心部で女性がカモシカに突かれ負傷。同じく五月、鶴岡市でも市街地に熊の目撃が相次ぎ、最終的に駆除。また、今月に入ってから、酒田市では熊が寺に六日間も居座る事案が発生しております。

これは一部を紹介しただけではありますが、県内でも同様の事案が連日のように各地で多数発生している状況であります。五月八日から八月三十一日までは、こうした状況を受けまして「クマ出没注意報」が発令されているところであります。

環境省の熊類による人身被害についてのデータによれば、令和五年度には全国の熊による人身被害の件数が過去最多の百九十八件、二百十九人となるなど、全国での出没や人身被害が相次いでいることにより、人の安全を守るために鳥獣保護管理法が四月に改正され、市街地に出没した熊等の危険鳥獣を一定の条件の下、市町村長の判断で猟銃による駆除ができるようになります。つまり、市街地で人が危険鳥獣に襲われる可能性がある場合などには、警察官の発砲命令を不要とし、市町村長が捕獲者に発砲を命じることができるようになったというわけであります。

本県においても、危険鳥獣の目撃、出没が頻繁に発生しているわけですが、現段階で大きな人身被害こそ発生していないものの、いつ人が被害に遭ってもおかしくない状況ではないかと言えます。市街地への危険鳥獣の出没に備えた本県としての対応についてどのようなことを行っているのか、沖本環境エネルギー部長にお伺いいたします。

○能登委員長 沖本環境エネルギー部長。

○沖本環境エネルギー部長 市街地に熊等の危険鳥獣が出没した場合の対応についてお答え申し上げます。

県内では、今年に入り、市街地を含めた熊の目撃件数が例年に比べて多く、統計を取り始めた平成十五年以降で最多となり、これまでで最も早い五月八日に「クマ出没注意報」を発令し、県民の皆様にご注意喚起を行っております。

全国的にも日常生活圏への出没が相次いでいる状況を踏まえ、市町村長の判断で市街地における危険鳥獣の銃猟が可能となる改正鳥獣保護管理法がこの九月から施行予定となるなど、熊等の出没に対し、より迅速な対応が求められているところです。

県では、熊による人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図ることを目的に、ツキノワグマ管理計画を策定しており、計画に基づき、関係機関との連携体制の構築、市街地や農地周辺における生息環境管理のほか、県民への注意喚起等により、出没の抑制や出没時の対策を実施しているところでございます。

具体的には、連携体制構築につきましては、庁内に県警も含めた部局横断的な「総合クマ対策推進チーム会議」を設置し、出没状況や被害の発生状況を共有しながら、関係各課が被害防止に向けた取組を実施しているほか、総合支庁においても、市町村や県警、猟友会等の関係者による会議を開催し、出没時の対応・連携体制について確認をしております。

生息環境管理といたしましては、熊の通り道となるやぶの刈り払いや庭先の柿の木など誘引の元となる不要果樹の伐採に対する補助を実施しているほか、モデル事業として、熊の出没が多い集落に専門家を派遣し、地域住民とともに現地調査や勉強会等を実施して取組を重点的に支援するとともに、取組内容を他地域へも広く周知するなど、熊の出没を抑制する対策を行っております。

県民への注意喚起につきましては、県のホームページに目撃件数や目撃マップ等を掲載し情報発信に努めているほか、啓発用チラシを関係機関へ配付するなど、各種媒体を通した取組を実施しております。

また、市街地に熊が出没した際には、県では総合支庁の担当者を現地に派遣し、県と市町村間の連絡体制を整えるほか、市町村からの要請により、麻酔銃を使用できる獣医師と調整の上、鳥獣保護管理法に基づく麻酔銃猟の許可を行うなど、市町村が速やかに捕獲等を行えるよう対応しております。

改正鳥獣保護管理法への対応につきましては、今後示される政府のガイドラインを踏まえ、市町村の熊出没時の対応マニュアルの指針として県が作成した「クマが市街地に出没した際の対応指針」を改正し、市町村が円滑に対応できるよう支援してまいります。

○能登委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 本県が発表した今年一月から五月までの県内での熊の目撃件数は百六十九件で過去最多となっており、この中で市街地での目撃件数は三十九件となっているわけですから、人的被害発生の可能性を考えますと、市街地に野生鳥獣が出没した際の対応や対策というのは大変重要だというふうに思っております。

先月、野生鳥獣の市街地出没に関する対応への調査をするために新潟県庁へ行きまして、新潟県鳥獣被害対策支援センターでお話を伺ってまいりました。こちらの鳥獣被害対策支援センターでは、ツキノワグマの出没が多くなる秋季に備えて、出没時の対応を確認する訓練を市町村とともに実施しておるようであります。令和六年度には二か所の市町村と協力して実施したということでありました。

本県でも一部このような訓練が行われているというふうには理解しておりますが、今後は市町村と連携しながら推進していく必要もあるのではないかなと思っておりますので、こちらも御検討いただければと思います。

さて、話を酒田市での居座り熊に戻したいと思いますが、熊を箱わなで捕獲した後、獣医師が麻酔銃を使って眠らせ、市職員が箱わなを人里離れた山奥に運んで、眠りから覚まして放獣したという状況であったと聞いております。

市街地等に出没した熊などの大型の獣類に対して麻酔銃猟を実施する場合、麻酔薬の効力が現れるまでに時間を要し、麻酔銃で撃たれたことにより対象個体が興奮して、捕獲に関わった方が反撃を受けたり、周辺の住民、住宅等に重大な危害または損害を及ぼす可能性があります。また、麻酔銃によって鳥獣を眠らせるためには、麻酔銃を取り扱う方だけではなく、それをサポートする方々も必要であり、こうした捕り物はチーム戦とも言えるのではないのでしょうか。

ここで登場する獣医師と麻酔銃ですが、危険な野生鳥獣を捕獲する際には、住民やハンターなどの安全確保のために、この両者は欠かせない存在であります。現在、本県で麻酔銃を扱える人材はどれくらいいるのか、また、人材育成に向けた現在の取組と今後の対応方針について、沖本環境エネルギー部長にお伺いいたします。

○能登委員長 沖本環境エネルギー部長。

○沖本環境エネルギー部長 麻酔銃を扱える人材の育成についてお答え申し上げます。

麻酔銃の取扱いには、銃砲刀剣類所持等取締法による所持許可に加え、麻薬及び向精神薬取締法による麻酔薬使用に係る麻薬施用者または麻薬研究者の資格が必要となっております。

県内では、この二つの条件を満たす方は複数人いらっしゃいますが、麻酔銃は猟銃と異なり、投薬器を飛ばすため命中精度が低いほか、麻酔が効きやすい部位の把握、個体に応じた麻酔量の調整、放獣時の安全性の確保など、非常に高度な知識や技術が必要となります。現在、イノシシの捕獲を目的としたわなにかモシカ等が錯誤捕獲されたときや、熊等が市街地に出没したときに、麻酔銃の使用に係る一連の対応が可能な人材は、経験が豊富な山形市の獣医師一名のみとなっております。

県では、この獣医師に、けがをした鳥獣を保護するための救護所の巡回と、錯誤捕獲時や市街地出没時の麻酔銃を用いた捕獲・放獣などを委託しております。昨年度は、麻酔銃の使用は錯誤捕獲対応などで十七件、市街地出没対応

では一件となっております。

一名の獣医師に頼らざるを得ない状況は大きな課題として認識しており、今年度から、麻醉銃取扱者の人材育成を図る目的で、座学及びOJTによる研修会の開催を予定しております。

座学では、大型野生鳥獣の不動物化の考え方、法令関係、放獣体制、麻醉等薬剤に関する知識について学んでいただきます。また、OJTでは、座学を受講した後に、県内各市町村における錯誤捕獲時の現場対応に参加し、麻醉銃を実際に使用して大型鳥獣の不動物化を図るとともに、安全な現場作業を行う上での連携確認など、技術の向上と経験の積み上げを行っていただく予定です。今年度の対応は、北村山地域と庄内地域でそれぞれ一名を想定しています。

本研修会の実施により、県内で麻醉銃を扱える人材を育成し、将来を見据えた持続可能な鳥獣対策の体制を整えてまいります。

○能登委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 ありがとうございます。

先ほどの新潟県鳥獣被害対策支援センターで、新潟県全体での麻醉銃猟体制についてもお話を伺ってまいりました。上越、中越、下越のブロック別にユニットを組みまして機動的な体制を構築していき、熊などの大型鳥獣が市街地出没した際や、先ほどありましたけれども、意図しない鳥獣の捕獲がなされた際に、市町村が各団体等に依頼をして麻醉銃猟を行うというような手はずになっているようであります。

付け加えますが、この場合は、麻醉銃猟の条件がそろっているということが前提でありますけれども、本県においても、庄内、最上、村山、置賜といった四つの地域に麻醉銃を扱える人材を配置していくことが重要だと思っております。今の話ですと庄内と北村山ということなので、最上と置賜のほうにはいらっしやらないのかなというふうに思っています。

また、麻醉銃の資格を取られたというか、麻醉銃を購入されたという方にも話を伺ってきたんですけれども、猟銃と違いましてエア銃なものですから、弾丸が放物線を描くそうなんです。なので、真っすぐ飛ばないということで非常に腕がいるのかなと、難しいんだというふうなことを伺ってまいりました。

また、県内の麻醉銃での対応の際も、私聞いた話だと、何発か撃ったうち一発ぐらいはやっぱ外れるというんですね。全部命中する、映画とかドラマみたいなわけにはなかなかいかないということでありましたので、この辺もやっぱり経験値も必要ですし、座学から実地等の人材育成というのは本当にこれ急務だなというふうに思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

人材確保ができて、実際に麻醉銃を使えないということであれば、これ全く意味がありませんので、訓練なんかもこれからは体制を整えていかなければいけないのかなと思いますので、環境整備につきまして引き続きよろしくお願いをいたします。

次に、麻醉銃の取得、それから管理維持に対する補助について伺ってまいりたいと思います。

麻醉銃を扱える人材を育成するに当たっては、対象となる方は麻醉銃を購入しなければならないわけでありまして。麻醉銃を撃った際に被弾する動物のダメージを最小限にとどめるため、ガス式麻醉銃というのが一般的になっておりますが、この麻醉銃の価格というのは決して安いものではなくて、聞いた話ですと八十万円前後するものだというふうに伺っております。（画像を示す）

また、今、ちょっと画像にも出しましたが、注射針やそれに付随する投薬器、いわゆる麻醉薬が入っている投薬器などは、物にもよりますが一つ数千円という大変高額な物になっております。物によるとは言いませうけれども、対象となる動物によっては針の長さを変える必要があるということでありました。なので、それを常時そろえておく必要があります、これをそろえておくということはかなり金額がかかるということでもあります。

また、動物に一度使用した針は曲がってしましまして、洗ってもう一回使うというようなわけにはいかないそうです。これ、骨に当たると曲がるそうなんです。今、画像出ておりますが、（画像を示す）再利用できないということでありました。加えて、実際の現場に出るためには練習をやっぱしなければなりません。ということは、練習用の針というのにも必要になるというふうにおっしゃってございました。

このほかに重要となるのは、針だけでなく麻醉薬でありまして、一般的には塩酸ケタミンという麻醉薬を使用することが多く、成分は麻薬と同じなので、購入や管理時に際しては、先ほど部長からも御答弁ありましたが、麻薬研究者などの特別な許可が必要になります。もちろんこれは薬品ですから使用期限がありまして、使用しないとしても定期的に購入、保管しておく必要もあります。

常にこれだけの備品をそろえておかなければ、緊急を要する市街地などでの現場において即座に対応することができないということになります。麻醉銃を扱う方は、県の委託事業として鳥獣対応をするのだと思いますが、今後、麻醉銃での対応ができる人材を増やしていくためには、麻醉銃の購入費、また、麻醉針、麻醉薬購入に係る経費を県として補助していく必要があるのではないかというふうに考えますが、沖本環境エネルギー部長の御所見をお伺いいた

します。

○能登委員長 沖本環境エネルギー部長。

○沖本環境エネルギー部長 麻醉銃の取扱いと管理維持に対する補助についてお答え申し上げます。

県では、麻醉銃を取り扱うことのできる人材の確保に向けて、麻醉銃本体やガンロッカー等の購入を支援する補助事業を令和五年度に創設し、昨年度までに二名がこの補助金を活用し、麻醉銃を購入したところです。

麻醉針や麻醉薬等の消耗品の購入については補助金の対象とはしておりませんが、先ほど答弁いたしました市街地出沒時等に捕獲等を行う県の委託事業では、必要経費に麻醉針や麻醉薬等に係る経費を含めて対応しております。

また、麻醉銃は、猟銃とはその特性が異なるため、適切に扱うための練習が別に必要となりますが、先ほど答弁いたしました研修会において使用する麻醉針や麻醉薬等に係る経費につきましては、県が負担をしております。

今後、麻醉銃で対応すべき市街地出沒の件数が増加することや、今般の改正鳥獣保護管理法により、麻醉銃の使用についても市町村で判断する場面が発生することが想定されますが、このような状況変化の中にあっても、円滑に麻醉銃を使用し、鳥獣対応を行えるよう、市町村とも連携して適切に対応してまいります。

○能登委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 今後、麻醉銃を扱える人材が増えて、また、鳥獣対応の件数が増えたというような場合には、ぜひ市町村と協力して事業実施していくことが重要だなというふうに私も思っておりますので、よろしくお願いいたします。

新潟県の農林水産部では、麻薬銃猟出動経費支援事業というのがありまして、市町村が実施した麻薬銃猟について負担した経費を、国、その他行政機関から補助金等の交付を受けていない場合に限りでありますけれども、経費の二分の一を補助しているようでありました。この内容は、麻薬銃猟を実施するための人件費、麻薬銃猟を実施するために必要な消耗品や薬剤等の購入費など、ほかに事業実施に当たり特に必要と知事が認める経費となっています。

市街地に鳥獣が出沒して対処した際の経費は、それぞれの事情や環境によって違いがあるというふうに思いますが、新潟県の令和三年から六年までの四年間での補助活用実績は五市に八回ということでありました。

本県においても、現状の市街地への鳥獣出沒が頻発化している中で、県民の安全を確保するために市町村と足並みをそろえて、いつでも対応できる状態を構築しておかなければならないと思っております。ぜひ、こうした補助制度につきましても御検討をいただきまして、今後の県民の安全を守っていただければというふうに思います。よろしくお願いいたします。

沖本部長、ありがとうございました。

それでは、次に、アンテナショップ「おいしい山形プラザ」について伺います。

一昨年、私の初めての常任委員会が商工労働観光常任委員会でありました。その常任委員会にてアンテナショップに関連した質問をしたことがありますので、今回取り上げさせていただきたいと思いました。

前回の定例会の予算特別委員会では、吉村和武委員も質問で触れておられましたが、当時、宮城県がアンテナショップである「宮城ふるさとプラザ」を撤退させるという報道がありまして、私としてはそんな判断もあるんだなと衝撃を受けて質問したということでもあります。

「宮城ふるさとプラザ」は、二〇〇五年に開設しまして約十九年で延べ一千二百六十万人が来店しております。特産品の販売だけでなく、首都圏における観光情報などの発信拠点としても寄与してきたわけでありまして。吉村委員もおっしゃっていましたが、二〇二二年度の売上は約五億一千万円と順調な数字で運営していた中での判断というのは、全国のアンテナショップにおいても衝撃が走ったのではないかと考えております。

コロナ禍が明けて、デジタル化の進展など社会の価値観が変化する中、全国のアンテナショップの傾向というのがいろいろ変わってきているのかなというふうに思いますが、この傾向をどのように捉えているのか、奥山産業労働部長にお伺いをいたします。

○能登委員長 奥山産業労働部長。

○奥山産業労働部長 全国のアンテナショップの傾向についてお答え申し上げます。

地域の特産品の販売拡大や観光誘客等を目的として、本県を含む多くの道県が東京都内にアンテナショップを設置しております。令和六年十一月に本県が実施した全国調査によりますと、道県のアンテナショップは東京都内に三十五店舗あることを確認しております。

全国のアンテナショップの傾向といたしましては、特産品の販売拡大はもちろんのこと、関係人口・交流人口の拡大という視点から、より集客性の高い場所への移転、こういった動きが見られます。また、新たな目的を加えて機能強化を図る動きというところが見てとれております。

具体的には、令和五年以降に限って見ましても、十県が移転やリニューアルを行っており、このうち福井県、三重県など六県の店舗では物販や飲食に加え、新たに移住相談や交流促進のためのスペースを設け、移住や交流人口の拡

大に向けた機能強化を図っているところと確認しているところです。

○能登委員長 高橋委員。

○高橋（弓）委員 自治体アンテナショップ支援事業の一環として、地域活性化センターが二〇〇八年度から毎年実施している自治体アンテナショップ実態調査によれば、市区町村を含めた二〇二四年度の調査結果は、東京都内に独立店舗数六十一店舗、コンビニや商業施設内の集合店舗が五店舗、全体の店舗数は昨年度より一店舗減少して六十六店舗ということでありました。二〇二〇年度からは減少傾向となっているようです。

ただ、そうした中で今、奥山部長もおっしゃっていましたが、運営されているアンテナショップは、いろいろ移転、新設、改築等が進んでいるということでありました。コロナ後を見据えて店舗の運営を検討されてきてのことだと思います。それに伴って新設とか移転が進んでいるのかなというようなことが実態として出ていたということでありました。

二〇二三年度ですけれども、年間の売上げ、さっき言いました独立店舗、六十一店舗ありますが、このうち七二%となる四十四店舗が前年度よりも売上げが増加しているというような傾向も出ております。インバウンドへの対応であったり、またはSDGs達成に向けた取組であったり、ふるさと納税との連携など、様々なアプローチで運営されているようです。

本県でもこのようなどういう目的にしていけるのかということを検討する時期に入っているのではないかと思います。うに思いますので、これから御検討いただければと思います。

そして、私、先日、東京出張の際に、この「おいしい山形プラザ」に実際に行ってまいりました。特産品販売コーナー、観光情報コーナー、それからレストラン「ヤマガタサンダンデロ」、それぞれの店長さんなどともお話をさせていただいたところであります。（画像を示す）

施設をよく見ますと、我が県のアンテナショップは開設から十七年目を迎えました。全体的に老朽化しているのが分かりますが、修繕を重ねておりまして、見た目はそれなりにきれいだなというふうには感じたところであります。

しかし、先ほどちょっと紹介でも出ていましたが、近くに福井県のアンテナショップである「ふくい食の國291」というのが、一昨年の二〇二三年二月、銀座に移転、リニューアルオープンされております。これ、今、新しくなりました道の駅・チェリーランドのように今風のデザインが施された店舗で、大変洗練されたすてきなアンテナショップだなと思って雰囲気いいなと思って感じてきたところであります。その写真はありません。

福井県では、既に南青山にもアンテナショップ「ふくい南青山291」というのを運営していますが、こちらはコワーキングスペース・アンド・カフェとしてリニューアルオープンしてしまして、物販機能は銀座の「ふくい食の國291」に全部集約したということでありました。

「おいしい山形プラザ」においても、オープンから十七年を迎えているということを考えると、吉村和武委員もおっしゃっていましたが、ターゲット層を明確にする必要があると感じると同時に、施設機能の目的を明確化すべきではないかと思っております。

一方で、「おいしい山形プラザ」の各スタッフからは、銀座に施設を構えて長い時間認知度が高い、ほかのアンテナショップが多数あることから相乗効果があるなどといった、来客・売上げが好調な要因についての声もお聞きしてきたところであります。

二月定例会においては、吉村知事の御答弁に、現在の機能の検証を行い、現代のニーズに合ったアンテナショップを検討するとありましたが、その後、どのような検討がなされているのか、また、本県のアンテナショップの役割をどのように考えているのか、奥山産業労働部長にお伺いいたします。

○能登委員長 奥山産業労働部長。

○奥山産業労働部長 人口減少社会の到来やデジタル化の進展など、社会環境や情報の受発信の在り方が変化する中、アンテナショップの役割も転換期を迎えていると感じております。

今後は、単に地方の産品を買っていただく、食べていただくだけの店舗ではなく、関係人口・交流人口の拡大も見据え、地方につながりを求める首都圏在住者や国内外から集まる方々のニーズを感度よくつかみ、観光や移住定住関係等も含めた各地の魅力を総合的に発信する拠点としての機能が重要になると捉えております。

このような視点から本県の「おいしい山形プラザ」の現状を見ますと、令和六年度の総売上額が過去最高となるなど、物販・飲食関係の業績は堅調に推移しているところでありますが、本県の魅力を総合的に発信する拠点としては、観光案内機能に加え、移住を考える方に対する生活・子育て環境、住居、仕事、支援メニューなどの情報発信機能の新設が必要であると考えているところです。

また、ハード面では、先ほどありましたが、給排水設備等の老朽化が相当進んでおり、個々の修繕は随時行っておりますが、今後、長期間使用し続けるためには、近年中に大規模な修繕が必要な状況となっております。

これらの課題を踏まえ、本県アンテナショップの機能強化に向け、本県に関心を寄せる様々な方に御来店いただく

ためには、どのような機能を置き、それらをどのようにリンクさせるのが効果的なのかなどに加えて、必要な規模や望ましい立地環境も含め総合的に検討を行っているところであります。

検討に当たりましては、今年四月に部局横断により検討会議を設置し、県産品の販路拡大と移住定住を中心とした関係人口・交流人口の拡大の二点を主なテーマとするワーキンググループにより実務的な作業を進めるとともに、他県の動向調査、マーケティングや移住関係の有識者ヒアリングなど、幅広く情報の収集・分析を行っているところであります。

さらに、以前から継続的に行っている不動産関係の情報収集についても、今年度は機能強化の方向性を意識しながら、都内各エリアの立地環境の分析や個別物件の情報収集を進めているところです。これらの検討作業は、現店舗の設備老朽化の状況や仮に移転となった場合には、機を逃さずに移転先を確保・決定しなければならないことなどを念頭に置き、スピード感を持って進める必要がありますが、アンテナショップは首都圏における本県の窓口となる大事な施設でありますので、引き続き幅広く御意見をお伺いしながら様々な角度からしっかりと検討してまいりたいと考えているところです。

○能登委員長 高橋委員。時間が迫っております。簡潔にお願いします。

○高橋（弓）委員 アンテナショップ、五月末から県産酒の有料試飲コーナーを始められたということで、大変好評だと伺ってまいりました。

また、最寄り駅の有楽町を降りますと人通りが大変ありまして、外国人の方がたくさん歩いているなというのも印象的でありました。ただ、店内に入りますと、外国人向けの設備というか表示というのが全くない状態でありまして、これ課題だなというふうにもちょっと感じてきたところであります。

本県の魅力を発信する施設として、今後こういった形が適切なのかの見極めが重要だと思っています。今、部長の御答弁によりましていろいろな方向で考えてくださっているということですので、今後の展開に大きな期待を寄せまして、質問を終わらせていただきたいと思います。

奥山部長、ありがとうございました。

○能登委員長 高橋弓嗣委員の質疑質問は終わりました。

本日はこの程度にとどめ、二十三日午前十時委員会を開会し、質疑質問を続行いたします。

本日はこれをもって閉会いたします。

午後 二時 零分 閉 会